

農事暦を用いた市場経済形成期日英村落対比研究¹⁾

A paralleling and contrasting study between Japanese and English villages during the period when the market economy was being developed using agricultural calendar

高橋基泰

Motoyasu Takahashi

Summary

The purpose of this paper is to conduct a paralleling and contrasting study of Japanese and English villages during the period when the market economy was being developed, especially from the viewpoint of the agricultural calendar. In particular, this paper contrasts the situation of the villages in Japan and England, not the case of an emergency, which is often noticed. Originally, both areas seem to show no distinctive features in both areas, but if one searches for them, they will still have their own history and can be characterized as common, similar and different. It is possible to trace the items found in the agricultural calendar under each condition. The analysis is based on the Japanese case of Kami-shiojiri in Nagano prefecture in the seventeenth and nineteenth centuries, for the English case of Willingham in Cambridgeshire in the fen-edged area around in the early sixteenth and eighteenth centuries. The process of production activities in society and the emphasis shift to new industries was clarified. In rural communities during the period of the market economy, agricultural common use is recorded as a customary and customary clause, but its operation has changed over time as the market economy has progressed. As a result, the common thing was the seasonality and the communality in agricultural activities themselves because of the agricultural calendar. The commonality of cultivating wheat as the main crop for the villagers also changes the traditional perception of rice cultivation. As a similarity, both village officials managed the operation of farmland and communal or communal land. In particular at the worksite, the development of the silkworm breeding industry promotes the time-intensive and intensification of agriculture as a whole, and the fact that the labor load on women has been strengthened has become apparent. It shows a difference from the case of Willingham, which cannot be found.

はじめに

- 1 農事暦研究小史
 - 2 対象概観および前提
 - 3 農事暦の規則と運用：ケンブリッジ州ウィリಂಗム教区
 - 4 農事暦の規定と運用：旧上田藩上塩尻村
 - 5 対比
- 結論

1) 本稿は学術振興会科学研究補助金平成31年度基盤研究 (B) 一般「市場経済形成期における地域金融組織の日英対比研究」(研究代表者：高橋基泰)の研究結果公開の一部をなす。

はじめに

本稿は市場経済形成期における日英村落の対比研究を、とくに農事暦の観点からおこなうことを目的とする。とくにここでは、ともすれば注目される非常時ではなく、常時の日英村落の状況を対比するものである。もともと双方の地域にあっては、際だった特徴を示さないように見える両対象地であるが、探れば、やはり独自の歴史を持ち、共通・相似・相違と特徴づけることが可能なことがわかる。市場経済形成期でもある近世農村社会においては、農業の現場における慣習、ことにコミュニティとしての共同利益については、慣習・慣行の条項が一定のものとして記録されるが、市場経済化の進展とともに、その運用は時間をかけて変化している。このプロセスをたどるに適当な史料は意外に見つかりにくい。が、農事暦において見られる事項をそれぞれの条件においてたどることは可能である。今回、英国では、すでに史料は見つかっていたが、紹介程度で農業慣行の文脈の中で利用されたことのない沼沢地役人会計記録 *Fen Reeve's Accounts* を用いる²⁾。他方、本日英村落対比について地域金融組織の史料調査の過程で発見した伊勢暦における書き込み³⁾が、18世紀中葉の上塩尻村における農事暦情報をも含むことが判明したので、対比のために用いるものとする。

もとより、日英それぞれの村落コミュニティ

の置かれた社会的・経済的状況はやはりそれぞれの歴史的文脈と条件を備えるものであり、史料そのもののあり方と、史料における現れ方も独自である。それでも、やはり対比すると、共通点・相似点相違点とともに見出せるのである。とくに、今回は対比の必要性から英国における着想が日本での史料発見を必然とさせたことは、本稿のとるアプローチが方法の基礎としても有効であるとみなしうる。

以下、本稿では対比研究のアプローチをもって、暦および農事暦そのもののあり方、農事暦を成り立たせる社会・経済的状況、年中行事と慣行との関係、実際の農事暦の運用について見ていく。日英の各研究状況および取扱い方についての研究史を概観し、ついで日英の対象地域社会の市場経済状況の特徴をおさえ、それぞれの農事暦をたどる。さらには各地域で新たに得られた史料に映じる農事暦の実際の運用状況に立ち入っていく。

なお、日英としながら、行論の順序が英国を先にしているのは、筆者がイギリス経済史研究から出発しているためでもある。

1 農事暦研究小史

〈英国〉

英国を含む西洋における暦の歴史については、2000年を記念して執筆・出版されたD. E. ダンカンの『暦をつくった人々』がまとまって読みやすい⁴⁾。それまでのユリウス暦から1582年にグレゴリウス暦をヨーロッパ諸国が採用した後、英国ではさらに170年かかった状況も主に一次史料を用いた文献渉猟の末1章使って描かれている。もっとも、そのようなヨーロッパ全土に通用する公式の暦ではなく、

2) Cambridgeshire Archives (以下、C. A. と略す), P177/28 *Fen Reeve's Accounts* 詳しくは拙著『近世英国沼沢地縁り教区農事暦・人物誌』愛媛大学経済学研究叢書19 (2014年), 15-6頁。

3) 上田市藤本蚕業歴史館所蔵文書史料番号VI /3/1-1~161。拙編『旧上田藩上塩尻村伊勢暦書き込み・1』『国際比較研究』15 (2019) および「2」『国際比較研究』16 (2020)。旧上田藩上塩尻村に残存する伊勢暦およびその書き込みについては、同村在住の清水久之助氏からの情報による。氏は地元の地方史研究会である上塩尻今昔の会の運営にも携わり、今回の情報のみならず、多くの貴重な知見をもたらしていただいている。この場を借りて深謝を示すものである。

4) D. E. Duncan, *Calendar: Humanity's Epic Struggle to Determine a True and Accurate Year* (London, 1998) (松浦俊輔訳『暦をつくった人々 カレンダー：人類は正確な1年をどう決めてきたか』河出書房新社, 1998年) 第11章。

民間暦としては R. ハットンが近世から近代にかけて英国における教会の教会役人会計記録 churchwarden accounts を全国横断的に用いて、年中行事の発生・変化・衰退を月を追ってたどった『太陽の駅 The Stations of the Sun』が示すように、地域ごと、あるいは村落ごとに「マナーの慣行」にしたがって農事暦は制定され、実際に運用されていた⁵⁾。最近の慣行史については、A. ウッドが『人々の記憶 The Memory of the People』にあるように⁶⁾、過去の記憶という観点から過去の二次文献のみならず、一次文献の「行間」を読み取ると言うニュアンスに踏み込んだ解釈が成り立つ水準に至っている。今後とも社会史・文化史の文脈で慣行史研究は進むものと思われる。もっとも、きわめて広範囲に文献を抑えているにもかかわらず、上述のハットンの年中行事・慣行の歴史には一切言及がないのはいぶかしいほどである。また、本稿で対象とするウィリಂಗム教区を含む3つの対照をなすケンブリッジ州の村落モノグラフ⁷⁾、故 M. スパフォードおよび同年の著作である D. ヘイのシュロップ州ミドル教区のモノグラフもまた閑却されているのは、とくに共同用益地および用益権が実際にどのように行われていたのか、を示す史料があまりない、という状況に起因するものと察する。それでも、シュロップ州ミドル教区在住同時代人のヨーマンである R. ゴフの『ミドル史』をもしたがつて論究がないのは家系・人口移動・地域特有の相続慣行・土地保有状況、さらにコミュニティそのものについての「現場の声」を利用していないという点も惜

しまれる⁸⁾。したがって、本稿で日本の事例と対比させるウィリಂಗム教区の叙述は今後斯界に不足している情報をいささかでも付加するものと期するものである。

〈日本〉

日本においていわゆる暦については、民俗学の分野では豊かな蓄積があり、その学問のあり方として現在から過去へ遡る。その正統は、柳田國男の系統（『年中行事覚書』⁹⁾）に見ることができる。とりわけ渋沢敬三のアチック・ミュージアムの系統である宮本常一『民間暦』および『歳時習俗事典』などから¹⁰⁾、令和に至る佐藤健一郎・田村 善次郎『暦と行事の民俗誌』が改訂を重ねてよく読まれている。もっとも、これを農事暦というアプローチで農業の現場に踏み込んだ学術研究書に絞るとなると限られてきて、歴史地理学領域での有園正一郎『在来農耕の地域研究』にはほぼ限定される¹¹⁾。もちろん、農事暦・農業カレンダーについては、最近では各地域の行政広報目的で作成されたものを散見することができる。本稿で日本側の研究対象地としてとりあげる旧上田藩上塩尻村においては、上塩尻村研究会山内および村山が既に数次に渡り村農事暦を発展的に報告し、その蚕種業との関係で耕作時期が決定されることが指摘されている。史料としても、『長野県史』近世史料編 第1巻 (1) 東信地方、341「年次不詳 上塩尻村庄屋年中行事」および「年次不詳 上塩尻村庄屋用事集」とがある¹²⁾。また、佐藤嘉平次家の本家であり、上塩尻村佐藤総本家でもあ

5) R. Hutton, *The Stations of the Sun: A History of the Ritual Year in Britain* (Oxford, 1996)。特に16世紀・17世紀の農村地域における慣行の多くが、ごく新しい時代の産物であったことを論じたのは、do., *The Rise and Fall of Merry England* (Oxford, 1994)。

6) A. Wood, *The Memory of the People: The Custom and Popular Senses of the Past in Early Modern England* (Cambridge, 2013)

7) M. Spufford, *Contrasting Communities* (Cambridge, 1974) ; D. G. Hey, *An English Rural Community. Myddle under the Tudors and Stuarts* (Leicester, 1974)。

8) R. Gough, *The History of Middle* (Hammondsworth, 1979)。

9) 『柳田國男全集』16 (ちくま文庫)

10) 宮本常一『民間暦』(講談社学術文庫)、同『歳時習俗事典』(八坂書房)など。

11) 有園正一郎『在来農耕の地域研究』古今書院、1997年とくに第5章から第8章。

12) 『長野県史』近世史料編 第1巻 (1) 東信地方、341「年次不詳 上塩尻村庄屋年中行事」551-81頁および342「年次不詳 上塩尻村庄屋用事集」同、581-660頁に庄屋佐藤嘉平次によるマニュアルもしくはテンプレートとしある。

る佐藤善右衛門の大福日記帳は、年次の日記帳として、この庄屋年中行事および用事集との照合が可能である。年中遊日(592頁)は英国側のウィリンガム教区のものとは対比しうる。もっとも後者のもので現存は天明7(1787)年以降であり、それ以前の日記様のものとなると、本稿で取り上げる伊勢暦に限られるのである。

2 対象概観および前提

2-1 英国：ケンブリッジ州ウィリンガム教区

研究対象であるウィリンガム教区はイングランド東部イースト・アングリア地域のケンブリッジ州に属する。大学町ケンブリッジ市の北西約15キロに位置する。沼沢地縁り Fen-edged 地域に属し、かつては湿地 marsh であったが、長年の灌漑による豊かな穀物生産と教区北辺のウーズ川 the Ouse 南側の広大な共同用益地 commons における牧畜・酪農・漁労などが盛んである。もっとも近年の灌漑が完成するまで、しばしば洪水 flood の被害を被った。16・17世紀には人口流入により人口400ないし500名程度であったのが18世紀初頭には600ないし700名となる。1801年の最初のセンサスでは約800名であった¹³⁾

これまで対比研究が進んでおり、ここでは、本稿に直接関係するとみなしうる前提を概観する。

〈英国〉

W.G. ホスキンス『ミッドランド農民』¹⁴⁾でレスター州ウィグストン・マグナ(Wigston Magna)教区における農村共同体の連続性研究が1957年に著されて以降の英国農村史研究は、家族・世帯・親族関係とコミュニティを同一の歴史的文脈でとらえるべきという認識に達したのは1970年代であり、まって出現し、先述の

M. スパフォドの『対照をなす諸共同体』で近代初期ケンブリッジ州の対照的な3つの教区、チペナム(Chippenham)・オーウェル(Orwell)・ウィリンガムを研究対象とした。同年D. ヘイによる『ある英国農村共同体チューダー・スチュアート期のみドゥル』が刊行され、シュロップ州みドゥル教区在住同時代人のヨーマンであるR. ゴフの『みドゥル史』を土台にして、家系・人口移動・地域特有の相続慣行・土地保有状況、さらにコミュニティそのものについて詳しい¹⁵⁾

本稿で扱うイースト・アングリア東部の大沼沢地帯で展開した干拓は、17世紀以降国家的事業として推進され、そのもたらした影響も広域におよび重要であり研究もある。とりわけ沼沢地干拓の歴史を体系的に叙述したのは、H. C. ダービーの『変わりゆく沼沢地 *The Changing Fenland*』、最近ではR・L・ヒルズ『フェンの干拓 *The Drainage of the Fens*』をあげることができる¹⁶⁾ 個別のコミュニティレベルでいえばJ・R・レイヴェンスデールの『洪水とともに *Liable to Floods*』が、ウィリンガム教区に隣接するコテナム・ランドビーチ・ウォータービーチ(Waterbeach)の3教区を扱っているが、その中心視座は自然環境・資源利用および景観であり¹⁷⁾ 共同用益の運用者については直接論及するものではない。

本稿では、commons を共同用益地と訳しているがウィリンガム教区における実態から、この訳語が適応的だからである。入り会いという言葉を用いる場合は inter-common と他教区との入り会い、というようにして用いる必要からも

15) R. Gough, *The History of Middle*

16) H. C. Darby, *The Changing Fenland* (Cambridge, 1983); R. L. Hills, *The Drainage of the Fens* (Ashbourne, 2003). 概説ではあるが、環境破戒の歴史という観点から環境史家が最近ものしたのは I. D. Rotherham, *The Lost Fens; England's Greatest Ecological Disaster* (Stroud, 2013).

17) J. R. Ravensdale, *Liable to Floods: Village Landscape on the Edge of the Fens* (Cambridge, 1974).

13) *Victorian History of Counties of England, Cambridgeshire*, 12, p.401.

14) W. G. Hoskins, *The Midland Peasant* (London, 1957).

そのようになったことをここでお断りする。総じてコモンズは、慣行 (custom) というコミュニティにおける住民の記憶に由来するものに基づいており、古典 W.O. オールトの村法の研究にもある通り、生活の基礎である道普請などは結局受益者である住民全体の責任であった¹⁸⁾。この原則は、沼沢地管理にも適用され、一般にほとんどの村では牧草地 (meadow) は保有農全体に概ね平等に利用されていた¹⁹⁾ とはいえ、生活に不可欠なものであっても、当たり前は記録されない、という歴史叙述の原則にしたがい、それが必ず記録に残るわけではない。また、次章に事例に沿って詳述する通り、共同用益権は村民の記憶に基づく慣行により規定され、しかも進化していたからである²⁰⁾。

2-2 日本：旧上田藩上塩尻村

上塩尻村は、18世紀以降、蚕種取引を中心に市場経済化が進み、同時に人口を増やしていた。天保期までには、同村では村内田地の4分の1が小作地となっていたが、この田地小作地率は近代の数字ほどの高さはない。耕作者人数としてみれば150ないし160名になる。総じて上塩尻村の田地経営の中心は自作経営であり、市場経済化が進展していたとはいえ多くの小作農が滞留しているといった構造ではなかった。その点で、蚕種業と酪農業との違いはあるが、英国のウィリಂಗム教区が小規模保有者が最も多くの人数を占めたのと共通する。

耕作規模で言えば、1町以上の大規模自作から3反以下の小規模自作までの分布であった。蚕種業を含め諸業を生業となしえたが、やはり農民であるために田地所有または自作への渴望存在したと考えられる。凶作時のウィリಂಗム

でも見られたことであるが、困窮者にとって、たとえわずかな土地であったとしても、小作地を開作することではなく自作地を開作することが重要であった。

上塩尻村において相対的に大規模な開作者たちは常に小作地を貸出し続けて調整しながら、所有貫高の変動に合わせて、所有地を拡大することで開作高を拡大していた。

他方、小作農の田地耕作については、ウィリಂಗム教区のヒュー Few 家の人々のように、村外からやってきて、上塩尻村で一家をなした人々はこの村でも存在した。しかも複数の地主から小作地を借り入れて、小作としては比較的大規模な耕作を行っていた。そして開作地も取り替えながら発展させながらも、この間小作であり続けている。これは代々の村人ではなく、村外からやってきたということに原因が求められる。

最後に、上塩尻村における小規模小作経営の推移については、開作高が、各家々の労働力、なかんずく当主としての男子労働力の存在に大きく依存していた点、ウィリಂಗムとは現れ方を一致させる。英国においても男子相続者がいない場合、その保有地は早い段階で分化する。共同用益地の利用がより拡大するからでもあった。

以上、上塩尻村の田地経営においては、基本として自作を中心とする土地利用が行われていた。そして、極端に大規模経営者は存在しない一方で、大量の農業労働者が滞留していない、という点で土地保有の分極化を見ず小規模保有層の増加が16世紀以降17世紀から18世紀まで進んだウィリಂಗム教区の状況と相似する。もっとも、ウィリングムでは、広大な共同用益地において発展した牧畜・酪農業が流入民により人口増加があった。一方、上塩尻村での経営規模は、所有地規模とほぼ平行であった。生活の安定および農業生産財としての田地の獲得のみならず、経済的資産あるいは政治的・社会的資産としての田地を獲得しなかったという側

18) W.O.Ault, *Open-Field Husbandry and the Village Community* (Philadelphia, 1965), pp.37-9.

19) W.O.Ault, *Open-Field Husbandry*, p.34.

20) A. Wood, *The Memory of the People* (Cambridge, 2014). 1990年代以降、慣習論の社会経済史的研究の蓄積が景観史の再読み込みとともに進んでいる。

面もあった。その点でもイギリスの沼沢地縁り教区と本質を共通させる。

上塩尻で観察できるように、それまで小作していなかった土地を手に入れ自作化するという事は、耕作者が交代するという事である。ウィリングムと同様に上塩尻村では、村の土地の大部分を所有するような大地主は存在しない。

2-3 前提：これまでの対比

これまでの本対比研究において上記日英村落の特徴を対比しているのので、本稿の前提として簡単にふり返る²¹⁾。

【共通点】

日英双方で近世期の農民は土地や家屋敷を保有はしていても、所有はしていなかった、という点で共通する。屋敷地もしくは家屋敷、という単位において、それが貢租・年貢負担の単位として制度が成り立っていたという点がまず共通する。したがって、本百姓、英国においてそれに匹敵する保有民をヤードランド保有者とし、その半分でも日本の半軒前が英国の半ヤードランドでも相通じるのである。さらに、商品経済が発展し、保有から近代的所有に転じるため、家屋敷の保有については、転借・借家の問題が共通する。

【相似点】

上塩尻では家の断絶、すなわち絶家を出さないように機能するのが同族であり、英国の場合でも、親族関係網を明示的に機能させ可能な限り助け合う、という姿勢が遺言書作成という公的、長期的になされている。

屋号について、上塩尻村で少なくとも古老が会話で用いるように、ウィリングム教区でも古老が一種の屋号を用いていた点も相似する²²⁾。

【相違点】

日本における「家」は意識的な永続体であり、家業・家名・家産・家格からなるもので子々孫々まで継続することを目的としており、公式な養子縁組制度が農民レベルまで保たれていた。それに対して、「家族の土地 Family land」を保とうとした事例はウィリングムに長らく家系をとどめた家系で見られたものの、養子縁組まではなされていない。

3 農事暦の規則と運用：ケンブリッジ州ウィリングム教区

3-1 1790年度ウィリングム・マナー領主裁判所命令規則集

本書の対象時期である16・17世紀の時点で、本教区には部分的にボーン・マナー Manor of Bourn およびジーザス・カレッジ Jesus College 所領があったが、大半は教区の名前を冠したウィリングム・マナーの所領が占める。それは共同利益地をも含むものであった。役人には沼沢地役人と耕地役人とがあった。残念ながら沼沢地役人会計記録と対になっていたはずの耕地役人会計記録は見出せていない。沼沢地役人は、主要教区民である半ヤードランド保有者を中心に原則として2年交代で1年目役人・2年目役人とを揃え、引き継ぎが円滑になされるように構成されていた。

この1790年度ウィリングム・マナー領主裁判所命令規則集は、伊藤氏も指摘するように、正確には内容的にいつのものかわからない。この点では上塩尻村庄屋用事集と共通する。1724年の覚え書きやそれとも異なる年代での付加条項もあるからである。だが、総じて、16・17世紀の史料の各記載と比較しても極端な相違は見出せない。また、本命令規則集はいちどきになされたものではなく、必要に応じて付加がなされたりしている。あるいは当時者はよくわかっていることは省略されていたものと見える。それゆえ、現代人であり、当時の内情もわかっていない筆者にとっては理解しがたい事柄も少な

21) 拙稿

22) M. Hopkins, *The Nicknames of Willingham. A Retrospective View* (Willingham, 1992)

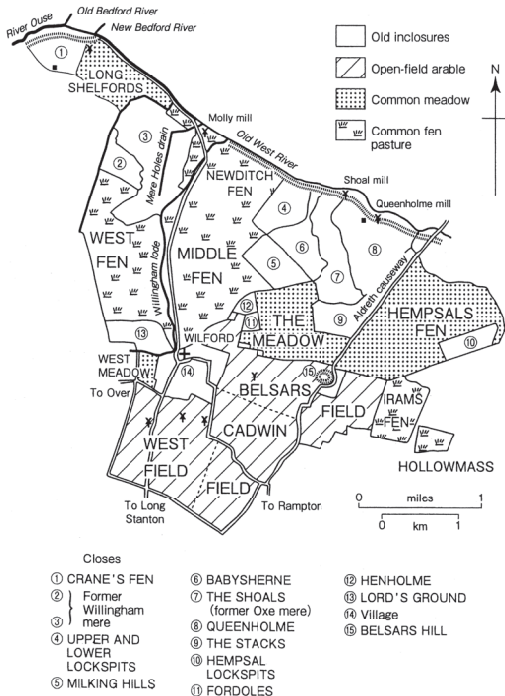
からずある。項目も混然としているものの、それでも以下大きく2つにまとめ直すことができる。1つは、共同用益地の共用管理と沼沢地役人の役割である。もう1つは、家畜、すなわち

動物の管理・規制に重きを置く耕地・共同用益地の利用についてである。なお、各項目の最初につけた番号は原文のままである。

3-2 共同用益地の共用管理と沼沢地役人の

ウィリಂಗム教区地図 (1842年)

A HISTORY OF CAMBRIDGESHIRE



WILLINGHAM 1842

役割

〈沼沢地役人の役割・機能と会計記録〉

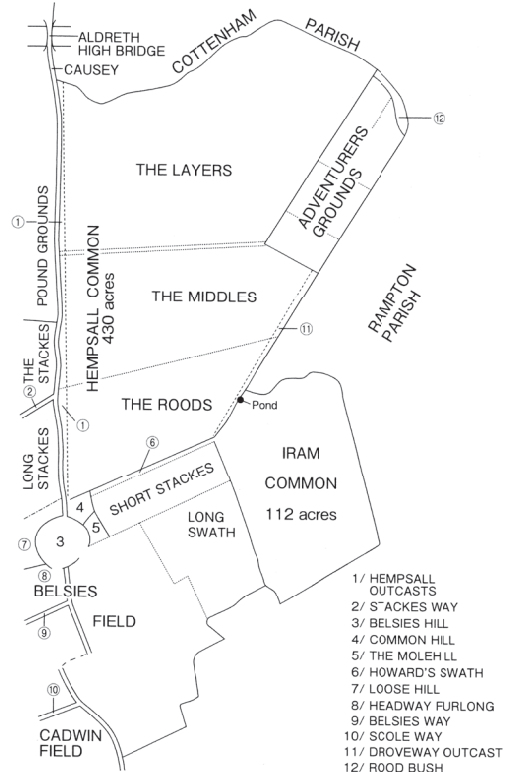
記録は3種類ある。役人会計記録。現存が確認できるのは沼沢地役人会計記録にのみである。その記録・提出義務が定められていた。

45 沼沢地役人会計記録：沼沢地役人は例年毎年教区が使用するために受領し、消費した金額をすべて1つの会計記録にして復活祭木曜日に教区民へ提出すべし。

また、家畜の勘定書、さらに特別に羊勘定書の提出義務もあった。

16 家畜の勘定書：共同用益地の破棄 *breaking* および放牧 *stocking* の2日後に、すべての家畜が上記沼沢地のすべての部分でどのように飼育された

ウィリングム教区共同用益地 (部分)



のかを記した会計記録を送るべし。

35 羊勘定書 *sheep bills*：マナーの *Sheep Common* において羊を飼育する者は耕地役人に書面で勘定書 *account* を送るべし。その勘定書には羊の匹数および所有権利内容を記すべし。最初の勘定書は書面にて5月4日より前に、第2の書面は11月20日より前に送ること。

役人の役割とは、総じて見れば上記の会計関係記録の提出と共同用益に関する賃貸借管理、そして各条項に課された罰金の徴収であった。

4 割り当てを越えないこと：共同用益権者 *commoners* は上で言及された割り当て分を超えてはならない。

18 賃借および賃貸：沼沢地役人に書面で会計

記録を渡さない限り、彼らの共同用益地を、賃貸借あるいは処分してはならない。

46 条項の記録：すべての沼沢地役人・耕地役人事務局に関する罰金は、上の条項すべての違反をした人物の動物を押収・売却。

〈「水回り」(排水・用水・堤)の共同管理〉

沼沢地役人とわざわざ命名したわけであるから、その本務は排水・用水・堤など、水をめぐると共同管理の主役であった。沼沢地緑りに位置するウィリンガムにとって最大の問題はやはり洪水だったからである。

1 排水路および用水路：排水路あるいは用水路の通りをよくしようとする者は、5月7日かその前までに十分に水流できれいに。

29 水路壁 Lode Fences：共同用益権付き家屋 commonable House の占有者および耕作地、すなわち Middle Fen の Feading Land の占有者はいずれも今年および毎年次の領主裁判所が開かれるまで以下のものを保ち、維持すべし。それは、St. Ellen's Hill から Lode's End までの板張りもしくは棒を渡した壁である。

32 House Dales (家の谷)：耕地役人 Field Reeves による公示の2日後、共同用益権付き家屋の占有者は各々、マナーの耕作地における谷間・起伏の部分で溝掘りをし十分に通りをよくすべし。

33 Land Dales (土地の谷)：耕地役人 Field Reeves による公示の2日後、耕作地占有者は各々、水切り gripes および放水路 sluice の水切りをよくし、水で洗い流すこと。

44 堤防のための預金 Banking Money：共同用益権付きの家屋の占有者はだれもが例年、必要である限り毎年、沼沢地役人の手に家屋毎5シリングを支払うように注意を払うべし。その金額は上記ウィリンガム教区の共同用益地のすべてを、水の氾濫から保全する堤防の造成および維持するためのものである。

共同用益に関する管理はやはり沼沢地役人が受け持つこととされていた。まず、牧草・葦など価値ある植物も年間の一定期間で処理する役目があった。

41 牧草地の草刈り：牧草地および Hemsall は、例年8月12日以前に、また次の領主裁判所開催まで毎年、草刈りをすべし。Layers の下端部分 Dowelhole の Nots から、Cottenham Ditch まで。

43 集落の草 Town grass：ある者が集落の草を購入し代金を沼沢地役人に求められた際、支払いを無視したり拒否したりすると、沼沢地役人はそうした人物を訴える力を持つ。

14 葦の撤去：5月12日以降、Middle Fen の The Meerbrow と呼ばれる部分に 葦を寝かせた、あるいは立たせたまま残すことのないよう。

さらに、共同用益地における採集の統制も行った。貧民救済としてのいわゆる落ち穂拾いの要素もその中には含まれる。

36 Dyes 集め：いかなる共同用益権者も、上記共同用益地で糞や染料 dyes を集めてはならない。

37 貧民のための Dyes：いかなる貧しい住民も、あるいは共同用益権者も、上記共同用益地において糞や染料 dyes を袋に詰めて、あるいは荷車で集めてはならない。

〈家畜の管理〉

もちろん、このマナー裁判所命令・規制集は、共同用益地のみを主眼としていたわけではなく、耕地との関連もあり、特に動物である家畜がなんといっても重きを置かれていた。耕地・共同用益地と家畜管理に関しては、まず、当時は典型的な三圃制度を運営していたので、休閒耕地ができる。そこへ家畜の出入りを耕地役人との連携で統制する必要があった。

23 休閒耕圃を空きにしておくこと：休閒耕圃は11月22日から続いて12月3日まで、あらゆる種類の家畜を離して空きにしておくこと。

28 休閒耕圃：11月22日から続く5月11日まで、あらゆる種類の大型家畜を休閒耕圃 Fallow Field へ入れてはならない。

さらに、共同用益地へ家畜の供給についても管理・統制する必要があった。

11 羊および他の家畜に関する共同用益地の空け渡し：1月21日、羊および他の大型家畜を Middle Fen および West Fen から離すこと。また、

牧草地および *Hempsall* は3月21日まであらゆる種類の動物でもって施肥し、その後それらの動物を離す。また *Iram* は3月1日に羊および他の大型家畜を離すこと。

沼沢地役人は耕地役人との連携のもとに、家畜の耕地・共同用益地への出入管理をおこなった。

2 柵の維持および保全：共同用益沼沢および耕作地ないしは牧草地の保護のために設けられている共同柵はすべて、同上の占有者達により十分に修繕され、保たれ、維持されるように。

10 共同用益地の空け渡し： *Middle Fen* および *West Fen* は9月25日に空ける。そして10月25日まで空けたままにしておく。

26 開墾耕圃 *Broke Field* を空きにする：羊欄主は4月21日以前に、*Broke Field* を羊やその群れから離して空きにしておくこと。

27 麦わら *Halm Field* を空きにする：*Halm Field* は収穫後14日以内に空きにしておかねばならない。

3-2 ウィリンガム農事暦

農事暦に整理すると、以下のようになる。

[1724年：1月10日から2月29日まで、*Hempsall* で羊に対して共同用益。]

1月21日 本日は、羊および他の家畜に関する共同用益地の空け渡しをする。大型家畜を *Middle Fen* および *West Fen* から離すのである。(規則集11)

[1724年：2月24日以後(9月29日まで)、*Hempsall* では大型家畜に対して共同用益]

3月1日 前回と同じことを *Iram* でおこなう。(規則集11) →聖デイヴィッド祭 *St. David's Day*

[1724年：3月1日以降、*Hempsall* であらゆる種類の家畜を離す。]

なお、3月1日(聖デイヴィッド祭)までということで、欄羊主 *fold-master or fold-mistress* も彼らの編み垣を3月7日まで沼沢地や耕地に残す。

3月21日 すでに *Middle Fen* や *Iram* などで行った空け渡しを *Hempsall* でも実施。(規則集

11)

復活祭週木曜日 沼沢地役人会計記録の提出をおこなう。すなわち、受領し消費した金額をすべて1つの会計記録にして教区民へ提出する。(規則集45)

4月21日までに 開墾耕圃 *Broke Field* を空きにしておくこと。(規則集26)

5月3日以降 内道 *inner ways* あるいは耕作地のいずれにおいても餌をやるのは1頭の馬・雌馬・雌牛に限るものとする。(規則集6 →5月1日 五月祭 *May Day*)

5月4日 羊勘定書として、耕地役人に書面で勘定書 *account* を送る。(規則集35)

5月7日までに 排水路および用水路を水流できれいにする。(規則集1)

5月12日 葦の撤去。(規則集14)

収穫

8月12日以前に 牧草地および *Hempsall* の草刈りをおこなう。(規則集41)

9月25日 牧草地・*Hempsall*・*Shelfords* への家畜の供給。(規則集38)

9月25日以降10月25日まで 共同用益地の空け渡し。(規則集10)

[1724年：9月29日以後(2月24日以後)、*Hempsall* では大型家畜に対して共同用益]

→ミクマス(ミカエル祭) *Michaelmas*

10月1日まで 家畜の焼き印を押す。(規則集16)

11月2日 羊を11月2日まで牧草地・*Hempsall*・*Iram* から離し置く。(規則集31)

11月11日(聖マーティン祭)より12月21日まで *The Hemsall* で羊を共同用益にする。

11月12日まで 雄牛の提供・保持者は雄牛を上記共同用益に提供する。(規則集13)

11月20日より前 耕地役人に書面で第2の勘定書 *account* を送る。

11月22日まで 共同用益権を保有する家屋 *house*、あるいは共同用益権をとまなう半ヤードランドは、それぞれ同数の羊へ給餌。(規則集20)

11月22日から12月3日まで 休閒耕圃を空きにする。(規則集23)

11月22日から5月11日まで あらゆる種類の大型家畜を休閒耕圃 Fallow Field へ入れてはならない。(規則集2)

3-3 農事暦：実際の運用

〈沼沢地役人から見た共同利益地管理および土地利用〉

教区民から4名が選出され、原則として2名ずつ入れ替わっていたのは、円滑な業務引継のためであったはずである。記録では1590年から1605年までである。その間、詳細な土地調査記録が1575年と1603年に作成されており、また教区民の遺言書も多数残されている時期と重なるために多角的分析が可能になる。その時期は、スパフォード『コントラストイング・コミュニティーズ』においても、1596年・1597年を頂点とする1590年代後半の深刻な凶作期を含み、17世紀を通して進行する土地保有の細分化への起因となる状況をみた。他方で、1593年の学校設立のための挙村一致の募金と1602年の世俗新領主への反抗となった騒擾とも含み、共同性の多様な側面が重層として観察できる。

言うまでもなく本沼沢地役人会計記録は、会計記録としての諸事項を記録する。したがって、金銭ないし債権発生のない作業・行事については現れない。印象深いのは関与する人数の少なさである。沼沢地資源管理の諸業務はほぼルーティン化されており、要所所で最低限のメンテナンスが行われていた。したがって通常の範囲であれば、補修も含めて大がかりな工事は必要なかったし、また自然の猛威には必要以上に逆らうということではなかった。

規制では第45条に沼沢地役人会計記録の提出を復活祭(イースター)木曜日と定めており、1年毎の記録となっている。周知のように復活祭は、イエス=キリストの復活を記念する祝日として教会暦中最重要の祝日の一つであ

り、春分後最初の満月の次の日曜日に行われる。そのため、3月・4月の間には設定されているものの、毎年変わる。あまりにもあたりまえであることは書かない、という一般原則はここでもあてはまる。それゆえ、個人名・地名・日時・などの基本項目でも記されない事項の方が多い。1578年の記録の次に記録が残るのは1590年からであり、1605年まで続く。他方、全国的な凶作が2年続いた1590年代後半、ウィリンガム教区でも、通常なら耐えるはずが、よほど厳しい状況だったのか、会計記録の残存を確認できない。

記載事項は総計1000項目以上になるが、日付の確認できるのは一件、場所の記載があるのは一件、人名の記載は一件である。

会計記録の提出が復活祭木曜日、ということにも現れているが、キリスト教会暦にしたがうとともに、農事の周期、そして自然環境に沿った組織運営がなされていた。現代の感覚からすると全体としてはきわめて緩やかに人々は行動している。もちろん、堤防・水門・水路に関する修繕・工事のための技術者の手配や必要資材の運搬に必要な労働者の雇用なども適材適所になされていた。

[1590年] この年度のみ、沼沢地役人の出自と役割の多様性を示すために、表の内容に幾分詳細にふれ、次年度以降は特記事項のみに留め簡略にすませるものとする。

○ヘンリー・フロモント：① [居住区域] 10 (1575年) 自由土地保有11エーカー、贍本保有で19エーカー+ [居住区域] 6 (1603年) 自由土地保有11エーカー、贍本保有が27エーカー ③ [1593年学校設立募金] 2ポンド④ [1602年騒擾] 参加

1590年・1597年・1598年1604年・1605年としばしば登場する。保有する土地も自由および贍本保有合わせて30エーカー以上と、保有者としても上層に位置する。1593年の学校設立の際にも2ポンドを拠出している。1602年の騒擾にも参加した。居住区域は集落の中央であり

ながら、沼沢へも近い場所にあった（区域6）。
 ・1591年には「10月28日の品評会で馬に給餌している際、馬とわれわれ自身のために the 28 of October at wares for our horses and our selves when we did baiter」（世話をしたので）2シリング2ペンス支払われている。
 ・1594年には「great layer にて彼の欲した部分について for that the wanted of his great layer」5シリング支払っている。
 ・同年、彼は「William Gaylor および Thomas Hallywell とともに村のビジネスのことでロンドンに行った when they went to London about the towns business (with Gaylor & & Thomas Hallywell)」際にも45シリング支払われている。

・1597年には「トマス・フロモントとフィリップ・フロモントと1日仕事をしたので for a days work (with Thomas Fromont & Phillip Froomont) 4ペンス」受け取った。
 これは親族としての協働であった。

○ジョン・グレイヴ：John Greave：

① [居住区域] 4 (1575年) 膳本保有25エーカー, (1603年) 膳本保有23エーカー③ [1593年学校設立募金] 2ポンド

⑤ [教区登録簿—家族復元票]「自由土地保有者 freeholder」とされている John であり, 1561年生まれで, 膳本保有地25エーカーを「大 John」として保有する。

○ジョージ・フロッグ George Frogg：

表1 ケンブリッジ州ウィリンガム教区農事暦・沼沢地役人会計記録³

一般的年間暦	1790年裁判所規制	沼沢地役人会計記録(注記がない限り支払い)で日時・人名・地名への言及のあった年代
1月		
1 元日		
6 顕現日Epiphany		
7 ↑		
8 耕作始めの日Plough Monday (顕現日の後の月曜日)		1595: 巡査constablesへ
9 ↓		
21	①Middle Fen-West Fen (地図1北西部)の羊・家畜について共同用益地の空け渡し	
2月		
2 聖燭節Candlemas		1590,1603: 巡査
3		1604: ミドル・フェンの堤の修繕費 spent about the amending of Middlefen banke
27		1591:ジョン・ガーリントン、リトル・パウンズの修繕 Jhon Garlinton.mending the littell pownde
3月		
1 聖デイヴィッド祭 St. David's Day	① Iram (地図1東部南端:地図2南部)で羊・家畜について共同用益地の空け渡し、羊欄を沼沢地や耕地に残す	1591:沼沢地役人がステップ・コーナーで修繕、グレート・レイアーズ(地図1東部:地図2北部)で2度修繕 the fenreeve mendid the banke at stape corner? At the great lairs ends at two severall tymes
2	↓(3月7日まで)	
17 ↑		
18 四旬節Lent (Easter復活祭前の40日間)		
21 ↓	①Hempsal (地図1東部:地図2)で羊・家畜について共同用益地の空け渡し	
25 聖母マリアのお告げの祝日Lady Day		
4月		
1		1595;1605: ウィリアム・スタイルズ; 1605:トマス・ウェスト
4 ↑		1591:巡査
5 復活祭 Easter Sunday		1599: コーザイス橋および他堤で村の泊での停留for stopping of the towns gull by the caulsis side and other bank
6 ↓	⑥沼沢地役人会計記録の提出(復活祭木曜日)	1590:T・ポウルおよびA・ジョーダンT.Boule and A. Jordan
15	↓	52 (1599) ミドルフェンからの漏水を避けるための下水道営making of drayns to avoyd the water out of midlefen
21	⑥このときまでに「破れ(春蒔き)」耕圃Broke Fieldを空気に	
5月		
1 五月祭May Day		1591: ウィリアム・ヒュー; 1591:T・ベイジ;1605: ヘンプサルの放水 watering of Hempsall
9		1599: 搾乳門の修繕mending of milking gates
14 聖マサイアス日St Mathias Day		1594: グラベル・リップング池の修繕for mending the gravells and lyping lakes
16		1594,1599:巡査
25 イーリー品評会 Ely Fair		1590;1592: 巡査へ; 1603
26		1600: W・ヘインズ:水門を止めたことに stopped the fluddgayte Lipping lake and the Careke ends in new ditch fen
6月		
1		1594;1599,1600 巡査へ

一般的年間暦	1790年裁判所規制	沼沢地役人会計記録(注記がない限り支払い)で日時・人名・地名への言及のあった年代
3	⑥内道・耕作地で給餌は1頭の馬・雌馬・雌牛に限る	
4	↓	1605
6	↓	1590: H・タウンゼント
7	①排水路・用水路を水流で清掃	
14	④草の撤去	
21 夏至Midsummer		1590グレイ氏; 1593: 良き男フロモントGoodman Fromont; 1597: グラヴィル道・リップング池・コーゼイ停留所の修繕for mending the gravyll way lipping lake and the stopp at the causy
22 ↓		
23		1599:堤の修繕the mending of the bank
24 夏至祭 Midsummer		
29 聖ペテロの祝日 St. Peter's Day		1592:ミドル沼沢middlefen
7月		
1		1595: 巡査
11		1594: コーゼイ脇の停留所2件の修繕for mending of the two stopps at cawseys side
15		1604: ヘンリー・エリス
20		1594: コテナム停留所の修繕for mending of Cattenham stopp;1604:グラヴェルの修繕for the reparings of Needing gravell
25 聖ヤコブの祝日St. James's Da		
26		1601: 巡査へ
8月		
1 収穫祭Lammas		
4		1594:巡査へ; 1605: ジョン・ワード
11	↓	
12	④牧草地およびHempsallの草刈り	
24		1594; 1595: 巡査へ
9月		
3		1592: 巡査へ
14 ストゥアブリッジ品評会 Stourbridge Fair		1590; 1594
21	⑧牧草地・Hempsall・Shelfolds (地図1北西部端)への家畜の供給、⑩共同用益地の空け渡し	
22	↓	1600: コーゼイ脇の停留所での停留for stopping the fludgaite and the gull by the causies side
23	(10月25日まで)	
26	↓	1591: シーアール弁護士
29 ミカエルマス(ミカエル祭)Michaelmas	Hempsall41補足2: 毎年9月29日から2月24日までの間、個別地として利用; それ以外は共同用益地として、慣習により放牧を認められた成牛すべてが、そこで共同で放牧される	1591:緑地 ;1597: アーベル・コウコットコーゼイ 漁場のみ;the Cawsie ditches the fishing onwly;1600: ガーリントン;1605: L・ランバート
10月	↓	
4		1591: Mr//velin;1600: シェルフオドの堀を止めるSteppinsen to stopp the creak in shelfolds
22		1591: リチャード・ヒュー
23		1599: レガード・ランバート
24		1591: シーアール弁護士
28		1591: ヘンリー・フロモント
11月		
	↓	
1	⑧羊を11月2日まで牧草地・Hempsall・Iramから離し置く	1604: トマス・ベイジ ヘンプサルの村の泊で停留 to stoppe the gulls as hemsal
4		1601
11 聖マーティン祭 St. Martin's Day	⑨Hempsallで羊を共同用益にす ↓(12月21日まで)	
12	⑩雄牛の提供・保持者は雄牛を共同用益に提供	
17 聖ヒューズ日 St Heughs day		1595: 巡査
18		1597: ベイジ;1599:耕地役人によってby the field reeves of them
21	↓	
22	⑩共同用益権を保有者は、それぞれ同数の羊へ給餌、⑪休閑耕圃を空きにする、⑫大型家畜を休閑耕圃へ入れず	
12月		
3		1601: J・コール 水門およびリップング池で堤を築く for banking up of the floodgaite and L/Sypping Lake
25 クリスマスChristmas		

*巡査への支払いおよび共同用益権に関する支払い・受け取りは全てではない。

出典:Orders & Rules of The Willingham Manor Court Leet 1790 (CA., R59/14/5/9); CA., P177/28/1 Fen Reeve's Accounts 1567-1605..

- ① [居住区域] 2 (1603年) 膳本保有 34 エーカー : ヤードランド保有者
- ② [1593年学校設立募金] 1 ポンド
- ③ [1602年騒擾] 3人リーダーの1人
- ④ [教区登録簿—家族復元票] 死亡は1616年 (M10610)
- ⑤ 1575年耕地調査記録の時点では Henry Jordan の屋敷地であったところに1603年在住してい

た。保有規模は贍本保有でヤードランド保有者であり、教区で第4位の土地持ちである。彼は法律家であり、1602年の騒擾では新興領主へ反抗する頭目3名のうちの1人として目されていた。死亡は1616年である (M10610)。

彼は教区の法律関係の業務をしていた。1590年「何度も労を費やしたことに對して for his payns divers tymes for the towards」10シリングを支払われている。また、1594年には、まさに「弁護士としての料金」として3シリング4ペンス支払われている。1597年、そして1602年には件の騒擾についての弁護士費用で50シリングが払われた。翌1603年にも10シリングである²³⁾

○リチャード・ピアソン Richard Pearson :

① [居住区域] 4 集落北辺 (1575年) 土地無し, 12 (1603年) 7エーカーの贍本保有者
② [沼沢地役人 就任年度] 1591年・1602年
③ [1593年 学校設立募金] 1ポンド ④ [1602年 騒擾] 3人リーダーの1人
⑤ [教区登録簿—家族復元票] 生没年不明 (M829)

1575年時点では、土地無しとして集落北辺で Thomas Page などの隣人として居を構えていたが、1603年地図では、小規模ながらも7エーカーの贍本保有者であった。1593年の学校設立では20シリングを出し、1602年の騒擾では教区の頭目3名の1人であり、また1615年の仮差し押さえ官の役割を任じている。「村のインテリ」であった。彼は、裁判のあった年のうち、1591年・1602年にはこの沼沢地役人になり、1591年の出廷に関して10シリングの支払いを受けた。1594年には通路のための枝の提供で12シリング9ペンスを受けた。1602年には、トマス・ペイジと Wynkfield peece につい

ての購買を34シリングで行った²⁴⁾

以上4名の沼沢地役人の構成を整理すると、先立つ1575年の土地調査記録ではフロモントが30エーカー、グレイヴスが25エーカーが本教区の水準としては裕福な教区民としてあった。フロッグは弁護士であり、1575年には土地を保有していないが1603年までには34エーカーの保有者となっていた。そして、最後のピアソンは、1575年の時点では共同利益権付きの土地無しだが、1603年には村はずれに7エーカーの土地付きの居宅を構えていた。すなわち、教区の主要民であるには違いないが、出自・階層・経済的条件は一様ではなかった。

[1591年]

○マシュー・ベントン Mathew Benton 生没年はわからないが、1612年に遺言書を作成した (VC23:152)。遺言書では、犁大工 ploughwright とされている '私の妻スーザンは Hemsall の割りあてのロード (4分の1エーカー) を持つこと ...my wife Susan shall have the roode in the hemsall towarde...'、と上記「割地」の割り当て分を遺贈している。また、'私の息子リチャード・ベントンは私の荷車と犁に車輛ギアと犁ギアをつけて持つこと my sonne Richard Benton my carte and ploughs with my carte geares & ploughgeares...' とした。沼沢地役人としてその荷車を用いて、「薪を8フィート分 for 8 foot of tumber」運搬し、1591年に運賃を支払われている。

○トマス・ブレイジア Thomas Brasier

[教区登録簿—家族復元票] 1559年生まれで、1593年の学校設立募金の際には1歳の男子がおり、20シリング募金している。代々、教会前通りに居を構える典型的な半ヤードランド保有者であった。

共同利益地記載の観点からすると、1601年、「Shelfords で 2 艘の hockby (小舟の一種) を進水させた upon they made the watering in Shelfords the 2 hockby」ので16ペンス支払われており、また1602年には William Brasier と

23) 遺言書1615年C. A. Ely Consistory Court Wills, VC24:49
24) このトマス・ペイジとは、まさにこの1602年に新世俗領主の「手下」4名の内、唯一教区民として確認できる人物であり、しかも1575年の時点ではこのリチャードの隣人でもあった。ここにある共同購入が騒擾の前なのか、後なのか判別しがたい。

ともに新しい渡し船を購入している to buy new ferries」。この舟艇という要素も沼沢地縁辺の水害常襲地域では欠かせないものであった。

○ウィリアム・アッシュマン William Ashman (Ashmond)
[教区登録簿—家族復元票] 1564年生まれ (M10051)

1575年・1603年ともに22エーカーを贖本保有で、維持している。1591年に沼沢地役人となり、2年間この役割にあった。20代であるから十分こなせたはずである。

[1592]

○ウィリアム・ブレイジア William Brasier :
[教区登録簿—家族復元票] 1590年に没 William。村では第3の規模の保有者である²⁵⁾。1602年の騒擾には2人の従弟(遺言書で確認)とともに参加し、1603年地図では41歳で、他に1583年生まれの William がいたからか、「大」がついている。1592年に従弟 Thomas Brasier・John Brasier らとともに Iram や Baw ditche についての用益を果たし、支払いを受けるなどしている。

1603年には Thomas Brasier とともに渡し船の購入で20シリングを受け取った。1603年に、the lytell pownd の修繕に用いた木材3シリングを支払われた。

○ジョン・プリースト John Priest :
[教区登録簿—家族復元票] 1563年生まれ、1628年没 (M814)
1593年学校設立では13シリング4ペンス寄付している。21歳までには結婚しており、学校設立募金の時点で9歳と4歳の女子および胎児としてのもう1人の女子をもうけていた。

1577年から1603年まで登場時期をカバーし、1577年「石側 the staune syde から the byseves まで枝を運んだ for caryage of tymber from the staune? Syde to the byseves」ことで2シリング8

ペンス支払いを受けている。1592年に「麦藁を lyping lake に運び for his cartcarieing straw to lyping lake」4ペンスの支払いを受け、また「ストアブリッジ品評会で彼の(立て替えた)場所代 for his rent to sturbridge fayre」に18ペンス支払われている。さらに上記トマス・ページとともに5シリングでチーズを購入した。
[1593]

○ジョン・ビダル John Bedall²⁶⁾
[教区登録簿—家族復元票] 1545年生まれ (M113), 1593年学校設立募金時には、48歳の彼は5歳の男子と1歳の女子を1人ずつ抱えていた (M10104)

ジョン・ビダルは、1592年のメーデーに堤での作業 the banking」に2ペンス支払われており、また the pownd で費やした釘の代金として3ペンス受け取った。1592年と1594年である。1595年に「水門を止める、ないし水門のところに留まった for stopping of fludgate」ので8ペンスを支払われている。また1597年には「彼のボートを出した thaw with his bote」ことで4ペンスを受け取った。

[1594]

○ヘンリー・エリス Henry Ellis :
[教区登録簿—家族復元票] 1577年生まれ、1617年没 (M10501)。

1592年に Henry は「村が彼に、保安官 constable が住む村共有家屋のために負っている債務の一部22ペンスを支払われている in part of payment of debt owing him by the town house was constable」。

○ジョン・サモン John Salmond :
[教区登録簿—家族復元票] 生没年は不明だが、同名の息子 John は1567年生まれ (M952)

26) 1575年耕地調査記録に J.Bedall として2エーカー余であるのが彼であるかは定かでない。もっとも、John を名乗る者は同時期4種類あった。「日雇い labourer」「兵士 soldier」「大 senior」「小 junior」である。後者2つで年長・年少の2人の John がいたことはわかる。

27) 父 John Salmon は1568年に遺言書 (C. A. Ely Consistory Court Wills, VC15:159)

25) 遺言書1589年 C. A. Ely Consistory Court Wills, VC24:49VC19:323.

²⁷⁾ 1594年には沼沢地役人になり、1595年は、水門の鈎と symble に対して14ペンス支払われている。1600年には「搾乳棒の予備を3本 for 3 spairs for the mylking bars」22ペンスを支払われた。

〔1595〕

○ヘンリー・クリスプ Henry Crispe

〔教区登録簿—家族復元票〕1574年生まれである (M10421) 1593年の学校設立に際して20シリング募金したとき、19歳である。保有規模の割に控え目なのも未成年であったからである。彼が最初に本会計記録に登場するのは沼沢地役人として任じることになった1595年、21歳であった。他の土地と同様に、ウィリಂಗム教区でも成人は21歳であり(拙著)村一番の富裕な者として役人につくのも早かったものと思われる。

○ロバート・マーシャル Robert Marshall

〔教区登録簿—家族復元票〕1599年没(M11088) (遺言書は1594年 VC20:251 16年謄本保有地) 1595年には沼沢地役人であるが、土地無しで、というと後にアーサー・ジョーダンの事例が他にあるだけである。「hedborow を作り上げたが、支払いがなされていなかったため for making up the hedborow mondy that he cold not get」2シリング支払われた。

○ジョン・ラトレイ John Ratley

〔教区登録簿—家族復元票〕1562年生まれ (M897)

〔1596〕記録残存せず

大凶作年のため、沼沢地役人制度は停止。翌1597年から2年間

〔1597〕〔1598〕

凶作年度直前のジョン・ビダル、過去に就任したヘンリー・フロモントとウィリアム・ブレイジアにが再び就任している。その上で新たに

○ウィリアム・ストロングマン William Strongman

〔教区登録簿—家族復元票〕1623年没 (M11498)。1603年地図では2エーカーと零

細ながら William Strongman が保有する。その居住地は村の The Green の向かいの屋敷地で、John Biswell (10エーカー、彼の妻の権利として) と分け合っていた。豚を飼っており、1603年に豚2頭で2シリング6ペンスを支払われている。

〔1599〕〔1600〕

ヘンリー・エリスは留任。新たな3名が就任する。

○ウィリアム・ラヴ William Love

〔教区登録簿—家族復元票〕1623年埋葬 (M11031)。

(遺言書1628年 VC26:566) この沼沢地役人会計記録でも1578年から1604年までフルに登場し、58回の最多記載を示す。保有地を拡大すると共に、共同利益権の利用も積極的におこなっていったものと思われる。1578年 the great layers 脇の地片についての購買を皮切りに、1591年には村の業務のためにロンドンに行き、5シリング6ペンス、また1593年には「村の(会計)監査のためにイーリー主教管区裁判所に出向いたことでも when they went to Ely on the Towns Busines at the Audyt」20シリング支払いを受けている。

1599年はヤナギについての権利を購入した。1600年水門をあけて8ペンス支払いを受けた。1602年領主が前回訪問した折に、「果物と香料を提供したので for frute and spices when my lord cam last」18シリング4ペンス支払いを受けている。

○ヘンリー・グレイヴ Henry Greave

〔教区登録簿—家族復元票〕 freefolder 自由土地保有者 Robert Greave の息子の Henry で1561年生まれ (M4740)。共同利益地との関わりでは、1600年に父ジョン・グレイヴとともに litllponde の壁立てを行い9ペンス支払いを受けている。

○ジョン・ラッグ Jhon Ragg

〔教区登録簿—家族復元票〕1562年生まれで1605年没 (M880)

1593年学校設立募金時4歳の女子と1歳の男子がいたが、募金の記録が無い。沼沢地役人も1599年・1600年・1601年と3年間通しで勤めている。通常は2年なので信任されたものと思われる。

1591年には「水門で2日間の労働で for 2 days woork at the fluddgayte」で14ペンスの支払いである²⁸⁾。1595年に、「沼沢を割り付けする際にビールを運んだので for fetching the beare when the fenn was Layed forth」6ペンス支払いを受けている。1597年にはボートを出し、やはり6ペンス。1600年、沼沢地役人に任じているとき、先の洪水の際新しい溝の砂利を清掃して for creaning of new ditche gravill at the last fludd」4ペンスの支払いである。

[1601]

ジョン・ラッグが留任し、また過去に就任したことがある、リチャード・ピアソンが再任する。そして、新たにウィリアム・クリスが18歳の若年ながら就任した。なぜか名前が3名に留まっている。

○ウィリアム・クリスプ William Crispe :

[教区登録簿—家族復元票] 1576年生まれ (M10421)

1602年に彼が沼沢地役人になったときにはしたがって26歳であった²⁹⁾。そのまま騒擾にも参加する。沼沢地役人としてではないが、1591年の4月、20シリングの支払いで沼沢の水路へ行った際、彼は15歳であった。1602年、兄 Henry とケンブリッジにアクセサリーの購入で18シリングを支払われている。また、雌牛3頭を10シリングで売った。

28) 1日7ペンスとすると、翌年の1592年に水門での仕事に3シリング7ペンスとあるのは、1シリングがポンドの20分の1、12旧ペンスであるから43ペンスであり、1週間6日分の労働であったか。1593年には水門を止める業務で6ペンスである。

29) 彼は兄の Henry Crispe ほどではないが、教区第3位の保有規模の保有者であり、贍本保有で36エーカーであった。1593年の学校設立で20シリング募金したときにはまだ17歳であったことになる。

[1602]

騒擾後、リチャード・ピアソンとウィリアム・クリスプとが留任し、新たに2人が加わり、しばらく途絶えていた2人交替ずつのサイクルが再開した。

○ジョン・ブレイジア John Brasier

[教区登録簿—家族復元票] 1564年生まれの John (M195)

○ヘンリー・ビダル Henry Bedall

家族復元票 (M113) では彼は1540年生まれで、1602年の教区沼沢地役人就任は62歳。比較的高齢であり、役職についていたこともあってか彼自身は騒擾に参加したという記録はない。

[1603] [1604]

○アーサー・ジョーダン Arthur Jurdaine

[教区登録簿—家族復元票] 1561年生まれ、没年は不明

1575年耕地調査記録では Jordan 家は3名土地保有者を記録しているが (William; 贍本保有18エーカー, Henry; 贍本保有18エーカー, Robert; 自由保有18エーカー), 1603年にはこの日雇いである Arthur のみである。

なお、1603年には土地調査が行われ、も領主との裁判などで態勢を整える必要があったのか、役人は総交代となった。

[1605]

ヘンリー・フロモント (1597-8年), ウィリアム・ブレイジア (1592-3年, 1597-8年) は経験者で、またロバート・バタリーおよびロバート・ヒューである。

○ロバート・バタリー Robert Buttery :

[教区登録簿—家族復元票] 彼の生没年・結婚年についても情報はない (M10289)

○ロバート・ヒュー Robert Few :

登場回数が4件と限られ、しかも実質は2件である。1600年に Field および A. Gailor とともに the Reeds に関して2シリングの支払を受けたこと、と、1601年に fenreeves Road の外縁について13シリング4ペンスで購入している。

1603年当時、Robertは40歳、犁大工のRichardは38歳である。

小括

以上、18世紀末から19世紀中葉、1842年に囲い込みがなされるまで施行された裁判所規制の条項の基本は、16世紀末から17世紀初めの共同用益地の利用・運営の仕方と大きく変わるものでなかったことが確認できた。このことは、耕作を主とする高地地帯と牧畜を主とする沼沢地帯の間に形成された、この沼沢地縁り地域のシステムが近世期までに確立していたことを示す。他方で、それが近代にいたるまで継続していたことも確認できる。そして市場経済形成期にあっては村落社会が一定の共同性を発現させつつ、地域社会の保全や市場経済に対応した経済資源利用の自然共生的管理を実現しようとする場合が多かった。洪水等による自然災害への対応も、そのような歴史・社会的文脈の中でなされたのであった。

教区の核となる半ヤードランド層を中心とした自治がこの沼沢地役人を軸になされたていた、と見るべきである。村の主立ち層を中心に、水害常襲地域としての合理に即した運営がなされていた。とくに、この時期牧畜・酪農への特化が進み、市場経済への対応がなされる場合に、教区面積の3分の2以上を占める共同用益地の利用は重要さを増していた。したがって、耕新領主との係争・裁判のための費用弁済や巡査の雇用を含む住民自治に必要な経費もこの沼沢地役人が会計管理をしていたのである。会計記録の提出が復活祭木曜日、ということにも現れているが、キリスト教会暦にしたがうとともに、農事の周期、そして自然環境に沿った組織運営がなされていた。現代の感覚からすると全体としてはきわめて緩やかに人々は行動している。もちろん、堤防・水門・水路に関する修繕・工事のための技術者の手配や必要資材の運搬に必要な労働者の雇用なども適材適所になされていた。

4 農事暦の規定と運用：旧上田藩上塩尻村

4-1 上塩尻村の農業

ここでは、市場経済化が進んでいた上塩尻村における、実際の農業経営の在り様について概観してみたい。まずは近世末期の農事暦について確認する³⁰⁾(表3)。

〈稲作〉

播種：5月中旬ごろ。が、夏至の30日前が目安である。

田植えは：半夏、7月2日頃より植え始め、14日目である7月15日頃までには植え終わる。

刈取：秋の土用入十日目までは鎌留で、その後とりかかる。10月下旬から11月上旬にかけて刈取を行っているのが常であった。上塩尻村の米生産力は、粳では2040石、五合摺にして米1020石を生産した³¹⁾これは、2升の種をまいて、1石の粳を刈り取ることができたので、播種量としては、50倍となる勘定である。

〈麦作〉

日本では従来農業が米中心とされてきたが、上塩尻村では麦生産の意義がきわめて高い。播種：秋土用より土用過ぎ。それゆえ10月20日頃から11月6日頃までとなる。

この意味するところとしては、田麦裏作の場合には、稲の刈取が終了した後すぐに麦の播

30) この農事暦に関する記述は、刊行を予定している長谷部弘・高橋基泰・山内太編著『近世日本の市場経済と共同性：近世上田領上塩尻村の総合研究Ⅱ』（刀水書房、刊行予定）第2章で執筆担当の山内太氏からの情報提供による。なお、氏は村山良之氏との共同報告として、本論一表の土台となる旧上田藩各村および上塩尻村農事暦を作成している。山内氏が主たる典拠としたのは、近世末期に作成されたと考えられる「庄屋用事集」（佐藤嘉三郎家文書I 1003）である。なお本項で取り上げている農事暦に関する月日は、史料原文にしたがい、カッコ内に野島寿三郎編『日本曆西曆月日対照表』（日外アソシエーツ）を参照し全て新暦表記である。

31) 目安として、1升蒔の田地から粳1石が獲れるとされる。すると1升蒔の田地が大よそ100坪とすると、反当り生産高は粳3石、玄米にして1石5斗という数値になる。

種が行われていた。

刈取：夏至の15日前であり、6月6日頃である。

上塩尻村の裏作としては、大麦・小麦を田麦裏作として栽培しており、村全体の生産高は、大麦・小麦を合わせて1020石であった。田麦裏作の場合、大麦小麦平均5升の種を播き、5斗の麦を獲得することができたため、播種量は10倍となる。

以上の上塩尻村の農事暦の特徴としては、その田植えの遅さが挙げられる。なぜなら、通常日本の稲作では、田植えは6月中に終わらせるものとされているからである³²⁾。比較して、上塩尻村の田植えの時期は1月ほど遅くなっている。これはこの地方の特質なのか。また、千曲川沿いの盆地の底に位置するという自然立地も考慮できる。だが上塩尻村におけるこの1ヶ月ほどの田植えの遅さは当村がおかれた地理的環境や水利条件のみならず、村の基幹産業になる蚕種業の繁忙さに由来した可能性が高い。

上塩尻村の田植えは、18世紀前半の段階でも他の地域や他の村々に比較して遅めであったが、19世紀中葉までには、18世紀前期よりも倍以上の日数を要するようになっていた。その田植え時期の遅さは麦の刈取時期と田植えの時期に比較的大きな時間差を生んでいる。

そして、上塩尻村では、麦作に加え、蚕種製造および販売をもおこなっていた。

5月上中旬頃 蚕の掃き立て：養蚕で、種紙（たねがみ）についた卵から孵化（ふか）したばかりの毛蚕（けご）を、羽箒（はほうき）で掃いて集め、蚕座（さんざ）へ移すこと。

6月中下旬 上蔭（じょうぞく）：成熟した蚕を、繭を作らせるため蔭（まぶし）に移し入れること。

この後、種紙作りやその仕入れ作業が行われることになる。

そのため上塩尻村では、春から夏にかけての時期、年によっては一部の作業が重なり合いながら、立て続けに重要な農作業をこなさねばならず、極めて繁忙な労働環境にあった（表3を参照のこと）。したがって上塩尻村では、18世紀に入り蚕種業を行うようになったため、この時期に極めてタイトな労働環境を生み出したことになる。ここで観察された稲作、とくに田植えの遅さは、この時期の過密な労働配分状況を若干でも緩和する目的があったものと思われる。

かくして上塩尻村で18世紀以降、田植え時期が若干遅くなり、期間が長期化していたという変化は、この村において蚕種業が活性化していくことと高い相関を示す。

農家経営のレベルでは、上塩尻村の家々は、従来通り水田二毛作を行い、田地から最大限の生産物を獲得するために水田において緻密かつ集約的利用を行おうとしていた。他方、それらの家々には蚕種生産・販売という重要な家業が存在していた。この家業労働の存在により、春から夏にかけての時期は極めて繁忙な労働環境を招来することになり、必要に応じて、臨機応変に田地を頻繁に小作に出したり自作地に戻したりしていたのである。

近世末期の上塩尻村では、水田二毛作が広範囲に行われ、集約的な土地利用に基づき、生産性を高めるための農業が行われていた。したがって春から夏にかけての農業労働は、極めて繁多となった。しかも上塩尻村は、蚕種製造・販売を活発に行う村でもあり、蚕が卵からかえり、繭を作り、蛾になり、交尾して再び卵を産む、という作業も、同じく春から夏にかけてであった。それゆえ、この2つの作業が重なる時期は、農繁期中の農繁期となった。

以上、近世末期における上塩尻村の農事暦は、同村がおかれた自然環境・立地条件に規定されながら、土地生産性を最大限に増大させよ

32) 近世農書を用い、各地域の農事暦を比較検討した有蘭正一郎氏の研究においても、新暦7月に入ってから田植えの作業を行っていた地域は見当たらない。（有蘭正一郎『近世農書の地理学的研究』239頁掲載第57図等より）

うする土地集約的な農業と、蚕種業という市場活動を同時に行っていた結果の表れであった。

4-2 伊勢暦に見る農事

【史料】

本稿で主に書き込みを分析の対象とする伊勢暦とは、近世期、土御門家（平安期の陰陽師として名高い安倍晴明を家祖とする）の暦の写本をもとに伊勢国宇治などの暦師が版行した暦である。伊勢神宮の御師（おし）がお札（ふだ）に添えて全国に配った。横長1メートルほどの1枚紙であり、覚え書きやメモを書き込むのにちょうど良く、メモ帳や日記帳などの帳面にするのに適当であったと推測できる。藤本蚕業歴史館（上田市上塩尻）所蔵の伊勢暦は、貞享6（元禄2）（1689）年から明治6（1871）年までをカバーする（史料番号VI /3/1-1～161）。初期のものは、貞享6年、元禄13（1700）年、享保4（1719）年、享保14（1729）年、享保17（1732）年、享保19（1734）年と間が開く。が、享保21（1736）年以降は、ほぼ連続している。もっとも、本稿で同時代の証言としてもっぱら着目する書き込みがあるのは、67ヶ年（重複2件）となる。元文2（1737）年から安永10（1781）年までと、安政5（1858）年以降慶応4（1868）年までが詳細な書き込みを見出すことができる。

書き込みの内容は、善右衛門家の慶弔など私事のみならず、天候・災害・蚕種業をも含めた農事・市況や、一般の係争事件も含まれる。また、殿様講や無尽、伊勢講についても言及がある。もちろん、記録者の覚え書きであるため、何をメモするかは、記録者の関心にも左右され、包括的なものではない。しかし、少なくとも、この伊勢暦からの記録以外には記録のない事例も多くあり、とくに天候や作況など、貴重な情報源である。なお、記載事項の日時は、言うまでもなく旧暦であり、新暦にくらべ1か月早い。

【農事・蚕種作業】

〈元文2（1737）年〉

【概況】

それまではこの伊勢暦において散発的であった書き込みが、分量と頻度を増やすのは元文2（1737）年の正月初めに出現した彗星の記述からである（「正月初め方申酉ノ間にホウキ星出ル」³³⁾ 古来ほうき星、彗星は凶兆とされる場合が多かったが、この年は3月に大霜が（「大霜ふり」）4月に少霜（「少霜ふり」）があり、閏11月には大雪が積もったので（「大雪フリ四尺五寸」）冷えた年であったと思われる。

【農事】

4月は少霜降りであり、春種は埒があかなかった（「少霜ふり 春種不埒」）。4月15日（1737/5/14）蚕は出しが良好であり、また北川では苗間は堅めであり、それ以外でも苗間は堅めとなった（「十五日蚕出シ吉北川苗間堅メ苗間堅メ」）蚕は4月19日（1737/5/18）から出た（「蚕十九日方出ル」）。

5月27日（1737/6/25）より蚕は上がり、北川の植え付けは良好であった（「廿七日方蚕上り北川植吉」）。6月には、北川に植え付けた（「北川植申候」）。麦田植は良好である（「麦田植吉」）。南田植えもおこなった（「南田植申候」）。

9月には南に掛け取りに出かけている。9月18日に5・6日も遅く相見で、10月3日に帰参した（「南へ掛取ニ出申候十八日ニ五六日もおそく相見申候十月三日罷帰申候」）。

〈元文3（1738）年〉

【概況】

旧暦3月初旬に霜が降り（「四日朝霜フルモノニアタラズ」「五日大霜ふり」）、さらに下旬の20日（1738/5/8）、木綿の種を蒔いた日に大霜降りとなり、万物に当たったという現象は、この年の作況に被害をもたらし先駆けとなった（「廿日本綿蒔申候同日大霜万物ニ当」）。同年

33) これは、1737年第1彗星（Bradley 彗星：C/1737 C1）と考えられるもので、このときの記録が、石川県や長野県などにも残っている。（古文書・古記録に見る天文現象1 御月見日記）

表2 18世紀伊勢曆書き込みに見る旧上田藩上塩尻村農事曆

	稲作					麦作				養蚕		
		籾種池入り	籾種種蒔	田植え	稲刈り	麦田播き	春蒔き大麦播	麦田植え	畑小麦播	蚕出(掃き立て)		
2月 上												
中												
下												
3月 上												
中												
下												
4月 上												
中												
下			54. 75					63. 68				
5月 上		39. 41 47. 48 51. 54 57. 63	57. 60									44
中	苗間水入	69	41. 48 51. 68 69. 71									41. 45 60. 74 80
下	播種		45. 63									37. 38 43. 54 57. 67 68. 71
6月 上												
中				73		麦刈						
下				61. 64 67. 80		}			64			五齡給桑 上簇
7月 上	田植			39. 41 66. 68 73								種紙作
中	~			37(日不定) 38								
下				74								
8月 上												
中												
下												
9月 上												
中												
下	水落											
10月 上												
中												
下												
11月 上	稲刈				60	麦蒔入 }	38					
中												
下					39							
12月 上												
中												
下												
												73

注 本表は、山内太および村山良之により作成された旧上田藩各村および上塩尻村農事曆を土台に、上塩尻蚕業歴史館所蔵の伊勢曆からのデータに基づき作成した。表中の2桁の数値はそれぞれの西暦年下2桁を表す。なお、史料では日曆だが、表に合わせて西曆にしてある。参考：野島寿三郎編『日本曆西曆月日対照表』（日外アソシエーツ）

上簇	畑作		
	木綿播き	大根播き	菜播き
45	うぐいす菜 唐ささげ 牛蒡	54, 57 71	
	木綿・丸芋	38, 41 51, 54 60, 67 68, 69 74	
	茄子 とうがらし 胡瓜・牛蒡	67	
	大豆・小豆 (7月中旬頃迄)		
38 (悪) 37 (良) 71		51	
	人参		
	大根 ゝ かぶら 葱	72 38, 60 80 48, 67	38, 73 67

	大日向村	真田村	横尾村	下原村	八木沢村	本海野村	上塩尻村
4月		播種					
5月	播種		播種	播種	播種		
						播種	
							播種
6月	田植	田植	田植	田植	田植	田植	
7月						田植	田植
8月							
9月							
10月							
11月			刈取 刈取		刈取	刈取	稲刈 稲刈

5月11日(1738/6/27)には、大雨となりその結果大水がでた。山場・万蔵前・土手と3地点であり、土手ではさらに3ヶ所切れて洪水となった模様である(「十一日方大雨大水出十三日ニ山場一ヶ所前一ヶ所万蔵前土手一ヶ所三ヶ所土手切」)。したがって、所々で橋が流され跡形もなくなった(「所々ノ橋不残落申候」)。それでも、田植えは行われ、5月25日(1738/7/11)にはまず南田に、そして27日(1738/7/13)までには他の田でも植え付けがおこなわれている(「南田廿五日植申候外ハ廿七日まで植ル」)。もっとも、翌月6月27日にも夕立のあと大水が出ることとなり、その水位は1丈2尺であるから、2メートル以上と文字通り洪水だった(「廿七日夕立大水出ル壺丈貳尺計之よし」)。続いて翌7月23日には今度は大風である。それも西風で作物に当たり悪影響となった(廿三日大風尤西風也惣而作物ニ当り申候)。

この年は年初から冷えた年であったが、8月23日に初霜が降り冷え込みが早く、10月23日には初雪が降り1メートル弱積もったのである(「廿三日初雪フル合而三尺計リノヨシ」)。異常天候であった。

[農事]

3月20日(1738/5/8)に木綿を蒔くが同日大霜となっていたが、3月28日(1738/5/16)には、蚕の出は良好であった。北川の水流しも良好である(「二十八蚕出シ吉北川水なかし而ヨシ」)。4月の記載として、桑1駄で600文から700文までの費用となった(「桑壺駄ニ付六百文方七百文迄いたし」)26日(1738/6/13)より、蚕が揚がり始めるが、繭作は悪かった(「廿六日方蚕揚初申候繭作悪シ」)。5月になると、「ひる」が出なかった。世間一般でも不出来である。そのため地種が6両、結城・福嶋の良品種が15両から25両する、という状況であった(「ひる出不申候世間共ニ出不申候地種六両結城福嶋十五両方廿五両いたし申候」)。

5月25日(1738/7/11)に、南田は植え、他のところは27日(1738/7/13)までに植える(下

段:「南田廿五日植申候外ハ廿七日まで植ル」)。

6月23日(1738/8/8)から麦田植え始め、25日(1738/8/10)まで。27日休まず。また15日(1738/7/31)には大根を蒔いている(「ひる出不申候世間共ニ出不申候地種六両結城福嶋十五両方廿五両いたし申候」)7月6日・7日(1738/8/20・21)に菜を蒔いた(「六日七日菜蒔申候」)。

9月25日(1738/11/6)から28日(1738/11/9)まで麦田蒔きをしている(「廿五六七八日まで麦田蒔也」)

最終的に収穫をみれば、11月には、米7斗2/3升から8斗の出来となった(「米七斗二三升方八斗ノよし」)

〈元文4(1739)年〉

[概況]

前年の凶状を繰り返すかという予測を抱かせる天候で本年も始まった。1月18日には大吹雪となり、杉の木が10本以上、他の古木や大木も多数折れるほどであった(「十八日大風雪ふり杉原之杉木拾本余り吹折其外古木大木多吹折申候」)。夏期の8月1日から北からの大風雨が続き、大水が出ることとなった。瀧沢から水が出、六反田にまで及び、安兵衛(八郎右衛門)の持田へ切り込んだ。さらに村中の田畑で相替えなし、というところまでになったのである。そして諏訪部橋も落ち、用水の堰も決壊した(「八月朔日方大雨北風続ク二日ニハ大水瀧沢出六反田へ安兵衛分へ切込此外村中田畑相替なしすわへ橋落用水ノ堰□も切申候」)。この年は続いて霜降りも早く、9月16日には初霜を記録している(「十六日初霜」)。そして、11月3日には初雪である(「三日初雪フル」)。

[農事]

2月26日山揚げ(「廿六日山揚」)

4月1日(1739/5/8)に、すじ初池へ入る。同日青種門出(「四月朔日ニすじ初池へ入ル同青種門出」)同日から2日、はき種表へ出す。その後80日から90日はきたてた(下段:「四月朔日二日方はき種表へ出ス八九十日はき立申候」)。

5月3日・4日に桑直段。一駄につき150文という約束で3駄と3束（下段：「桑直段五月三日四日壺駄ニ付百五十文ト約束三駄方三束」

5月26日（1739/7/1）に、北川で田植えがなされる（「五月廿六日ニ北川田植ル」）。29日（1739/7/4）に南田で植えた（「廿九日ニ南田植ル」）。

10月23日から稲刈り（1739/11/23）。内検見に2升5合まであり、近年としては豊作であった（「廿三日方稲狩取申候内検見ニ式升五合迄有り近年ノ宝年ニ御座候」

〈元文6（1741）年〉

〔概況〕

前年の元文5（1740）年では伊勢暦は見つからない。この元文6（1741）年の書き込みは上段では夏までは無く、7月23日に大水が2メートルほど出たのは作況には影響しなかったのだろうか（「七月廿三日大水七尺程出ル」）。9月4日に晩方雨降りがあった（「九月四日晩方雨ふり」）。そして12月23日降り。

意外なことに、あるいは当然なのかもしれないが、翌寛保2（1742）年の伊勢暦はこのシリーズとしては見つからない。意外というのは、戌の満水（いぬのまんすい）で知られるこの年の書き込みなので、さぞかし詳細な実況や被害状況などについて分かるのではないか、という期待が見事に肩透かしを食らっている、ということに由来する。他方で納得するのは、英国で筆者が日本との対比研究のために対象とする、ケンブリッジ州ウィリンガム教区においても、その共同用益地の共同管理をする沼沢地役人会計記録が、凶作の厳しいときには、記録が欠年となっている。それだけ余裕がなかったものという見方ができ、この年の水害の規模がいかに大きかったかを間接的ながら示すものと判断している。

あらためて、戌の満水（いぬのまんすい）は、寛保2（1742）年8月に千曲川と犀川流域で発生した大洪水である。台風が大雨の原因と考えられている。

〔農事〕

元文6年2月、彼岸明けに7つ目・8つ目に牛蒡を蒔いた（「ひかんあけニ七ツめ八日ニ牛蒡蒔申候」）。

3月には、八十八夜5つ目で木綿の種まきは良好であり、23日（1741/5/8）に蒔いた。24日（1741/5/9）には籾を種池に入れたのは良好であった。29日（1741/5/8）には蚕羽立ちを見、4日（1741/5/18）に出済んだ（「八十八夜五ツ目ニもめん蒔吉廿三日蒔申候廿四日籾種池へ入ル」）。

4月6日（1741/5/20）には籾種蒔が良好であった（「四日ニ籾地方出ス六日ニ籾種蒔吉」）。そして5月19日・20日（1741/7/1・7/2）両日に善右衛門の田で残らず植え替えをし、ひるの出は十分（「五月十九日廿日両日ニ手前田不残植替ひる之出十分ニ越申候」）。

〈寛保3（1743）年〉

上記の状況で、藤本蚕業歴史館での伊勢暦の残存は、戌の満水の翌年、寛保3（1743）年のものが確認できる。4月の書き込みで、川の水位が高さ5尺（約1.5メートル）に戻った（「高サ五尺直リニ而敷壺丈五尺馬壺疋」）。もっとも、8月13日・14日両日（1743/9/30・10/1）に水が少し増水して川の水位が5尺とあるので（下段「八月十三日十四日両日水少出ル尤千曲川五尺計□」）、先の5尺は、まだまだ水が多い方と言える。なお、この年11月、西の方角に彗星が現れている（「ホラキ星西へ出ル」³⁴⁾）

農事としての書き込みは、4月26日（1743/5/19）に蚕が出たとあるのみである（「廿六日ニカイコ出ル也」〔閏四月〕）。

〈寛保4（1744）年〉

前々年ほどではないにせよ、それなりの出

34) これは、1743年の11月から見られた彗星のことで、史上もっとも美しく明るかったといわれており、マイナス3等星くらいまでになった大彗星とされる（播磨国加古郡（現、播磨町）御月見日記 Klinkenberg-De Cheseaux（クリンケンベルグ - ドシェゾー）彗星。夜明けに出た。

水をみた前年からすると、この年は、比較的
空気が乾燥したものと推察する。なぜなら、
4月4日に火事（「四月四日夜九ツ時安三長屋
方出火尤類火無四日入寺御免被 下候上州
留主之□□」）、8月にも房山（ほうやま）村で
出火があった（「八月十四日ノ晩九ツ時房山出
火家四軒焼申候」）。農事としては、3月25日
（1744/4/26）、はき種表へ出して良好とある
（「廿五日はき種表へ出して吉」）。

〈延享2（1745）年〉

[概況]

旧暦4月27日から5月1日まで雨降りが途絶
えず、出水となった（下段：「廿七日方雨ふり
始メ五月朔日晚迄夜中降申候水出候而橋落申
候」）。さらに翌5月23日奥の下・若宮・芝原あ
たりで氷が降るという現象が生じ、麦や木綿が
根絶やしになる被害が出た（下段：「五月廿三
日奥ノ下ニ□□□若宮芝原辺氷ふり麦作其外木
綿壺本もなし」）。異常であるとともに不吉であ
った。なお、それと相前後して佐藤家分家では
筆頭の八郎右衛門家の次席になる、半弥宅で出
火があった。5月20日である（「五月廿日之夜
ル八ツ時ニ半弥所ニ出火丑子ノ角少シニ而消留
候」）。

[農事]

4月6日（1745/5/8）に蚕が出た（「六日ニ出
候」）。4月10日（1741/5/11）に蚕種表に出て
良好（「1745四月十日ニ蚕種表出しよし」）。12
日（1741/5/13）に出し初めはよろしい。20日
（1741/5/21）にすじ播きは良好である（「十二
日ニ出し初よろし廿日ニすじま□□よし」）。

〈延享4（1747）年〉

[概況]

7月に上田藩もしくは信州で6月に発祥した
旱魃が確認されている（「六月ヨリ当国 殊外
ノ旱魃ニ而柳田辺ハ田方及乾水ニヤケ申候当村
ハ達而ノコトモナシ」）が、上塩尻村ではさほ
どの影響はなかった模様である。むしろ8月19
日から雨降りとなり、3年前、戊の満水以来の
大水となった（「八月十九日方ふり 廿日ニ諏

訪部 大橋落ル 戌年此かたの大水」）。くわえ
て、この年は、冷えるのが早かったと見え、9
月18日朝、初霜が降りた（「九月十八日朝初霜
降り申候□□あい申候」）。

[農事]

3月28日（1747/5/7）に池に入る。はんげま
で57日（「八拾九夜目少霜ふる スキトモノニ
アイ不申候」）。

〈延享5（1748）年〉

[概況]

3月14日・15日に積雪があった。これは旧
暦の3月であり、新暦でいえば4月にあたるの
で、現代では4月の中旬に15センチから20セ
ンチ弱の積雪というのは、暦の書き込みとして
は、十分なトピックと言える。通常であれば
麦の種まきのタイミングであった（「三月十四
日晩方十五日四ツ時マテ雪降五六寸上州ハ麦刈
由」）。さらに25日（1748/4/22）にも同様の
降雪・積雪を見たが、予定通り麦や菜種・大根
などの種まきをおこなった（「廿五日朝雪ふり
尤五六寸也麦作菜種大根種フス廿六日朝七日朝
八日朝三朝霜ふりわせ桑杯ハ少あ」）。翌4月
にも霜降りである。桑に影響が出た（「四月十五
日夜霜ふり近在殊外桑あい申候九十八夜目也か
りや原方下ハ一円と」）。5月には、5月21日か
ら29日まで雨続きであり、出水となり、舟が
出るほどであった（下段：「廿一日方廿九日マ
テ雨天六月朔日ニ少シハレニ而々晩方又ふり
ニ而同五日橋落申六日方□舟出□」）。極端な年
であった。

一転、今度は6月以降日照りとなり、7月6
日に多少雨が降った程度であったが、大根の種
まきには良かった。（「六月五日方天り上り七月
六日少ふり申候八日大根蒔」）。その後も日照り
は続き、雨乞いを頼むに至ったのである。それ
でも8月7日によく雨が降り、大根菜は生
えている（「大旭りニ付雨乞被仰付村々ニ而イ
タシ候へ共一円とフリ不申候田畑ヤケ失難義仕
候漸々八月七日晚方八日晚迄ふり大根菜ハエ申
候ヨシ」）。

以上、農事でつけ加えると4月9日(1748/5/6)に初種池へ入れ、はんげまで57日。22・23日(1748/5/19・20)に蒔いて良好という結果が出ている(下段:「四月九日ニ初種池へ入レハンゲ迄五十七日也廿二三日ニ蒔候よし」)。また、7月8日(1748/8/1)の大根蒔きも良好であった(「八日大根蒔ヨシ」)。

〈寛延4(1751)年〉

[概況]

この年は領内で空気が乾燥することが多かったのか、火事の記録が目につく。2月善光寺で出火があった(下段:「十九日昼善光寺西門方火出大火也併御堂三門并大官寺(三月)残り不残焼申候」)のを皮切りに、清水の四郎右衛門家で火事となった(下段:「三月十九日夜八時 四郎右衛門殿糠屋方火出候間早東見付消申候」)。さらに上田横町で少々火事があり(「四月九日晚ニ横町ニ少火事早東消候」)、続いて村内で仁右衛門宅でも出火をみた(下段:「四月十八日夜七ツ時 仁右衛門わら方火出ニ而早東消申候」)。そして7月にも塚田家だと思われるが、茂兵衛宅で出火した(下段:「六日ノ夜八ツ時茂兵衛殿家ノ東北ノ角方火出早東消申沙汰なし候」)。もっとも、翌8月には橋が落ちるほどの大水が出たのである(下段:「十九日大水橋落ル」)。

[農事]

4月11日(1751/5/6)に初種池へ入る(「十一日ニ初種池へ入申候」)。同11日(1751/5/6)木綿蒔き良好。八十八夜の3つ目(「同日木綿まきヨシ八十八やノ三ツ目也」)。6月6日(1751/6/28)朝東山で大根蒔きをしている(下段:「六日朝東山大根蒔候」)。

〈宝暦4(1754)年〉

[概況]

2月24日小諸および上田常田村で出火をみた(「廿四日夜小諸荒町出火家数五十軒程同日夜上田常田村出火家数十三件焼」)。が、3月に水が出て(「廿●●いまへ水入テ吉シ」)5月26日に雨が降り、とくに6月11日に「横降り」と

なる暴風雨をみた(下段:「五月廿六日ニふり申候又六月十一日ニ よこふり申候」)。ところが6月は大日照りとなり雨乞いがなされており、領内全域でまったく雨が降らない状況が7月10日まで、のべ45・6日降雨なしという事態となった(下段:「大日照り御領分へ不残雨こい被仰付候へ共一円ふり不申漸々七月十日ニ成候而ふり申候四十五六日之ひてり也」)。反転、7月の22日には大橋が落ちるほどの水が出、25日には舟がでている(「廿二日ニ水出大橋落廿五日舟出ル」)。さらに翌月8月8日にも水が出て、舟も2日間留まる水量であった(「八日水出ル舟二日留ル」)。なお、この年の暮れ、12月には大雪が降り、1メートル以上の積雪となっている(「十八日夜方大雪ふり申候三尺四寸有庭ニ而」)。

[農事]

3月11日(1754/5/2)に初種池へ入れる(「十一日ニ初種池へ入申候」)。15日(1754/5/6)木綿蒔き良好で、16日(1754/5/7)蒔き(「十五日モメン蒔吉シ十六日まき申候」)。20日以降水を入れて良好。31日蒔入れ(「廿●●いまへ水入テ吉シ卅日朔日蒔入テ」)。4月28日(1754/6/18)より蚕出る(「廿八日方蚕出申候」)。

〈宝暦5(1755)年〉

平年なみか、記載がない。

〈宝暦6(1756)年〉

2月22日に初雷となった(「廿日ニ初カミなり影鳴り申候」)。10月2日に降り始めた雨が、5日朝には大水となり橋が落ちるほどになった後、9日に舟が出たのである(「二日ヨリ雨フリ五日朝大水出橋落九日ニ初舟出候閏十一月三日ニ渡リソメ」)。この年、上塩尻では直接の被害はなかったが、領内のあちこちで火事や盗賊が出ている。)農事については、3月18日に種中ノ間へ出し、23日に種表へ出す(「十八日ニ種中ノ間へ出ス 廿三日ニ種表へ出ス」)。

〈宝暦7(1757)年〉

[概況]

この年での初雷は3月2日であった(「二日初カミナリイタス有種表へ出ス」)。4月の27日から雨降りとなった(「廿七日ヨリ雨降り始メ」)。5月3日から大水となり、大橋が落ちた。12日には舟が出てきている。山崎八右衛門の分である土手が切れた。また前田の介左衛門分の土手、くわえて辰口(大村西端)での東福寺の持ち分の土手も切れたと書き込みがある(「五月三日大水千曲川除ケ大ヤトリ欠込大橋落十二日ニ初舟出候大沢ハサシタル事ナシ山崎八右衛門分土手切前田ノ介左衛門分土手切辰口寺分土手切申候中原川不残川ニ成大麦小麦違さひ川殊外大水山中之内ニ山ぬけ松城領三百石程水損之由」)。

[農事]

3月12日(1757/4/29) 初種こしらえ・15日(1757/5/2) 池入れ・21日(1757/5/8) 木綿蒔き・24日25日(1757/5/11・12) 蚕はき立て、いずれも良好の結果となっている(「十二日初種コシラヘ吉 十五日池へ入ヨシ 廿一日モメン蒔吉也 廿四五日蚕はき立吉」)

〈宝暦9(1759)年〉

この年6月8日、上塩尻村では直接の被害は報じられていないが、領内ですむじ風(竜巻か)が発生している。2軒が巻き上げられ、16軒は吹き倒された上、2名が行方不明となったあげく、大穴を残している(「●八日夕立ニ●尾村ツムジ●吹家式軒まき上ケ其外拾六軒吹タヲシ人も式人見へ不申田八升ノ処ヲ大穴ニ掘り土ヲ吹払ひ申候」)。7月になると22日から雨が降り出した(「廿二日ヨリ雨フリ出シ」)。

〈宝暦10(1760)年〉

概況としては、この年、目立った記載はない。3月21日(1760/5/6)より蚕が出始め、23日(1760/5/8)もめん蒔き、同日初種池へ入れる(「廿一日方蚕出始メ廿三日もめん蒔同日初種池へ入」)。さらに6月11日(1760/7/23)千右衛門畑大根蒔き(「十一日千右衛門畑大根蒔」)、17日(1760/7/29)に蒔き、畑8つに大根蒔きをした(「十七日ニ蒔八畑大根蒔」)、15

日(1760/7/27)大根、20日(1760/8/1)東沢大根(「廿日東沢大根 十五日大根也」)。6月23日(1760/8/4)に、山足蕎麦蒔きをした(下段:「廿三日山足ソバ蒔候」)。

9月11日(1760/10/19)より畑麦播き始める(「十一日方畑麦蒔始メ」)、20日(1760/10/28)から稲刈り始め(「廿日方稲刈始メ」)。

〈宝暦11(1761)年〉

この宝暦11(1761)年には5月11日以降の4・5日間で、地震がたびたび記録されており、13日には9回の揺れとなった(「十一日方四五日之内デシン度々十三日日之内九度ユリ」)。その翌月、6月19日の夕立から始まった雨が21日から根付き、28日まで降り続いたため、1メートル以上の出水であったのである(「六月十九日方夕立始り廿日同断廿一日方地雨ニ成り廿八日迄時□シテふりツ、キ併水者三四尺出ル」)。

なお、5月27日(1761/6/29)より田植え始める(「廿七日方田植始メ」)。

〈宝暦12(1762)年〉

この年も平年なみか。目立った記載がない。

〈宝暦13(1763)年〉

[概況]

5月23日に雨降り、それ以降28日にも少し降ったものの、その後日照りとなったので、6月23日に雨乞いが行われている(「五月廿三日ニ能雨フリソレヨリ廿八日少シフリ其マ、テリツ、キ畑ケモノ皆ヤケ申候六月廿三日方村々雨コイ致シ候へ共一円フラズ殿様方廿八日ニ真田白山前山海禅寺へ被仰付雨乞有之候へ共少シモフラス尤水の有所ハ田方ハ吉シ取ハケ嶋田池水之所難義ニ候由」)。7月以降も降らず、16日に少し降り、また日照りとなり、8月9日まで降らなかった(「七月十六日ニ少シフリソレヨリ又旭り廿六日方雨乞大宮八幡大星性右三社被仰付一七日組中ハ不及申候組ヨリモ参詣被仰付漸々廿八日ニ少フリソレヨリ少々ツ、日々ニクモリキリフリ八月九日ヨクフリ初メ」)。その後、11日まで降ったので20センチほどの降

水となったので大根などよかった（「十一日迄フリ申候此シメリ六七寸モシメリ大根ト菜トタメニ成申候其外用立不申候」）。その後9月3日には大雨であり、世間に疱瘡が流行った（「三日大雨風辰巳風・疱瘡世間共ニはやる」）。加えて、この年は極端で、10月8日・9日に大雨大風となり、諏訪部村では橋が落ちるほどであった（「八九日大雨大風諏訪部橋中落上ノ方も殊外大水由千曲川老丈壺尺程水出候よし」）。

〔農事〕

2月、彼岸4つ目に春蒔きの大麦を、杉原菜畑へ蒔いた（「ひかん四つ目ニ春まきの大麦杉原菜畑へ蒔申候」）。なお、冬蒔き麦は、前回と同様のできとなった（「冬蒔同前ニ出来申候」）。

4月7日（1763/5/19）にすじ蒔きをし良好。はんげまでは45日。4月11日（1763/5/23）に蒔いた（「四月七日ニすじ蒔吉はけん迄四十五日 十一日ニ蒔申候」）。

〈宝暦14（1764）年〉

平年なみか。目立った記載がないが、宝暦14年5月28日（1764/6/27）餅田を植えた（「廿八日餅田植申春」）。

6月1日・2日（1764/6/29）に麦田残らず植えた（「六月朔日二日ニ麦田不残」）。

〈明和2（1765）年〉

4月5日雨降りが始まり、雨降りの詳細な書き込みがなされることになった。16日千曲川の増水により、秋和の方から上塩尻および下塩尻の田畑にまで夥しい水量が流れ込んだ（「●五日方雨ふり十六日八時大水所々橋落矢出沢尻方千曲川切込境方内川通田畑押払秋わ方両塩尻夥敷永川当川至り」）。5月7日からの雨は15日・16日大降りとなり17日氾濫を招いた（「七日方雨ふり初十五十六大ふり十七日大水出右之通り押込少々も普請いたし田植付可申と人々覚悟申所ニ又押シ難義申候」）先月からの氾濫で、田畑の手当もしたので植え付けをしようと覚悟を決めたところに再度の洪水であり、人々は難儀をした。

〈明和3（1766）年〉

明和3年5月に田植えが始まる（「田植初申候」）。水明け口が悪い（「水あけ口悪候」）。

6月1日（1766/7/7）に植えた（「六月朔日植申候」）。6月5日（1766/7/11）までに植えた。善右衛門が南田に植える（「六月五日迄植申候手前も南田」）。

〈明和4（1767）年〉

〔概況〕

上塩尻または上田藩領でも目立った災害の記載はないが、7月12日の尾張藩名古屋での水害は甚大で書き込みがある。24万石分の米が流出し、流された者は4万5千人ほどと大惨事であった（「七月十二日尾州名古屋満水ツヨク廿四万石程流申由流死四万五千人程之由承候」）。

明和4年4月11日（1767/5/8）、木綿蒔き（「十一日もめん蒔由」）。4月20日（1767/5/17）より、蚕が出始める。はんげまで47日（「廿日方蚕出初メはけん迄四十七日也」）。

〔農事〕

6月4日（1767/6/29）より田植え始まる（「四日方田植初ル」）。

7月6日（1767/7/31）朝、越畑大根蒔き、13日同様。

7月8日（1767/8/2）朝、山神彦五郎畑蒔き

7月26日（1767/8/20）越畑菜蒔き

7月28日（1767/8/22）杉原畑で若菜を蒔いた（「六日朝越畑大根蒔十三日同也 八日朝山神彦五郎畑蒔 廿六日越畑菜蒔 廿八日杉原畑若菜蒔」）。

〈明和5（1768）年〉

〔概況〕

2月3日までに雷雨があったと推測できるが、少なくとも記録はこのときが初めてである（「二月三日夜又々雷鳴り夕立致候」）。そして、4月14日から雨が降り始まり、翌5月の15日まで断続的に雨が降り続いた（「四月十四日方雨ふり初メ五月十五日迄ハ毎日少々ツ、ふり申候」）。6月6日朝には地震があった（「同六日朝五ツ半前ニ地シン土用ニツ目」）。

〔農事〕

明和5年2月9日(1768/3/27)に春蒔き麦播き(「九日ニ春蒔麦蒔申候」)、彼岸4つ目に東山仙右衛門畑、14日(1768/4/1)に蒔いた。彼岸9つ目(「ひかん四ツめニ東山仙右衛門畑十四日ニ蒔申候 彼岸九ツ目」)。

3月22日(1768/5/8)木綿蒔き(「廿二日木綿蒔」)。八十八夜からもちや(「八十八夜よりもちや」)。

3月29日(1768/5/15)より蚕出始め、4月3日まではけた(「廿九日方蚕出初メ四月三日迄はケ申候」)。

4月4日(1768/5/19)に籾種蒔き、はんげまで41日(「四月四日ニ籾種蒔申候はけん迄四十一日也」)。

〈明和6(1769)年〉

[概況]

7月にほうき星と思われる星が三重の星(オリオン座三連星?)の近辺に出現した(「頃日刁卯ノ間方夜ハハツ時三重之星方北ニ当り星二ツ并上ノ星光り筋甲酉間へ通し光ル皆人ほうき星ト云也夜七ツ時出ル也九月初方不出候」)。同月は日照りが続いており、15日から雨乞いが始まったが、今回は翌日に雨が降ったため、組中でお礼参りをしたのである(「十五日方雨乞被仰付岑コクウ蔵ニ而十六日ふり申十七日ニ組中遊御礼参り」)。その後も断続的に降っている(「有之十七日ニも弥ふり申候先月廿三日能雨ふりそれ方てり廿二日目ニ而フルナリ」)。

[農事]

明和6年4月2日(1769/5/7)木綿蒔き良好、7日(1769/5/12)籾種川へひたし、13・14日(1769/5/18・19)に蒔いた(「七日籾種川へひたし十三四日ニ蒔申候」)。

〈明和8(1771)年〉

[概況]

この年は5月に日照りをみたが、28日に田植えをするところまではいった(「三日ニ雨昼時マテフリ地三寸程シメリ日照ニ付山崎へ秋和村長田之通シ水廿五日方願之所埒明不申候ニ付廿七日ニ御上へ願候所同日晩方被仰廿八日方田植

申候」)。5月24日から雨乞いをし、6月4日あたりからようやく雨降雨をみたのである(「五月廿四五日方御領分ノ中雨乞被仰付候六月四日方村ト岑虚空蔵ニ而雨乞五日晩方方ふり六日ニもふり武三寸ほどしめり申候八日夜ふり」)。

[農事]

明和8年3月23日(1771/5/7)に木綿蒔き八十八夜5つ目、28日(1771/5/12)より蚕はき始め(「廿三日ニ木綿蒔八十八夜五ツ目 廿八日方蚕 はき初メ」)。

4月7日・8日(1771/5/20・21)にすじ蒔き半夏まで44日(「七日八日ニすじ蒔半夏迄四十四日也」)。

5月10日(1771/6/22)より蚕揚げ始め、42日目(「十日方蚕揚初申候四十二日目」)。

〈明和9(1772)年〉

4月、94日の霜降りであるが、上州・武州では大雪が報じられた(「九十四日ノ霜ふり少々達アイ申候上州武州ハ大雪ノヨシ」)。8月2日には大風が吹いたが、ほぼ順調であった(「二日ノ朝方雨ふり夜五ツ前西大風稲も白永楽くしだ少々逢申候外ハ為指事なし 江戸ハ大水大風人も余程死候由 東海道同断十七日ニ兩大目」)。9月には8月に引き続き、江戸で台風による大きな被害がでている(「十七日江戸大風之由御大名様方町屋吹潰シ候よし」)。

この年の農事を見ると、7月1日(1772/7/19)より3日朝まで、大根蒔きがあった(「朔日方三日朝迄頃●大根蒔」)。

〈安永2(1773)年〉

[概況]

4月、疾病が流行ったとある。これは前の記録から、疱瘡と推察する(「世間シツ病殊外ハヤリ人死ス也」)。なお、大きな被害とはならなかったが、5月27日の夕立は強風となった(下段:「五月廿七日夕立 洗馬入強ふく矢出沢方増すハベハセを押破り廿八日田ほし申候」)。

[農事]

安永2年5月12日(1773/7/1)より田植えが始まり、18日(1773/7/7)まで植え、19日休

まず（「十二日方田植初り十八日迄植申候十九日のふ休也）。畑での野菜作で、7月2日・3日（1773/8/19・20）菜蒔きをした（「二日三日菜蒔」）。18日から刈り、山口開け日（「十八日方蒔テ山口あけ日」）。

9月3日（1773/10/7）から畑小麦蒔き始める（「三日方畑小麦蒔初ル」）。11日に初御城米、村で8俵出す、善右衛門は1俵出すとあった（「十一日二初御城米村ニ而八表出ス手前壺表出ス」）。

〈安永3（1774）年〉

天候については平年並みと判断しうるが、3月27日（1774/5/7）に、もめん蒔きは良好、28日（1774/5/8）蚕出て良好であった（「廿七日もめん蒔吉 廿八日蚕出テ吉」）。6月23日（1774/7/31）より田植え始め、27日（1774/8/4）、30日までに終了（「廿三日方田植初廿七日□ク卅日迄ニ仕舞」）。

〈安永4（1775）年〉

3月23日（1775/4/22）、籾種蒔き（「廿三日籾種蒔」）がなされているが、この月から、まず火事が清水家だろうが、長左衛門のところで出火があったが類焼はなかった（「長左衛門出火八日晚四ツ判時土蔵上家焼尤類火なし千右衛門家ムクリ之西風ナリ三日ニ而遠慮御免申候」）、他方、28日から降雨となったが、19日から23日は降らなかった（「●八日方雨ふり十九廿廿一廿二廿三日ニハ曇りフラス夜入橋落天気ハレ」）。もっとも晴れてはいたが橋は落ちた。

5月11日（1775/6/8）には夕立があり、ヒョウが降ったりもして、麦作が痛んだりした（「五月十一日夕立ニ而氷フル所ニ方麦作イタミ四匁八分有候」）。8月には大風が吹き、上塩尻村自体は被害はなかったが、少し離れた真田村や鼠宿では家屋が吹き飛ぶなどの被害があった（「夜辰巳大風吹当村ハ為指事無之尤東□□之入真田入杯ハ●外強作ニも当り●杯吹潰シ申候由是下方鼠宿辺ハ猶々強候由家吹潰諸作殊外ニ当り候由」）。

〈安永5（1776）年〉

この年には3月下旬からはしかが流行り始め、5月10日頃まで善右衛門家でも7名が罹患した。6月には暑くなることでまた流行ったのである（「三月下旬方ハシカハヤリ式十四歳目ニ而ハヤリ申候六月頃ハ暑杯ハヤリ申候手前子供等ハ四月来方五月十日頃迄上下七人いたし申候」）。24年前にも流行ったというので、宝暦2（1752）年にも流行ったのであろうが、その年の伊勢暦は所蔵にない。

〈安永6（1777）年〉

この年の10月、収穫後での判断だが、米作は良好である一方、畑作は日照りのため出来が小さい（「田作能年也畑違日てり故菜大根違豆小□□なし」）。

〈安永7（1778）年〉

10月中旬から雨と雪が領内一円に降らず、麦作がよくなかったが、12月12日に雪が6センチ降ったことで小康を得た（「十月中旬頃方雨雪一円ニ不降日干ニ而麦作不宜候漸々十二月十二日ニ雪式寸計ふり申候」）。

〈安永9（1780）年〉

4月3日（1780/5/6）、蚕はき立て、6日（1780/5/9）にはき始め、10日までに終了（「三日ニ善右衛門上州江出立蚕はき立六日ニはき初メ十日迄ニ仕まい」）、27日（1780/6/29）から田植えが始まる（「廿七日方田うへはじめ」）。

6月2日（1780/7/3）に植え終わる、5日休み（「二日ニうへしまへ五日休」）。大根蒔き22日・23日（1780/7/23・24）に山神新田（「大根蒔廿二日三日山神新田」）。以降は、蚕種の作業内容および農事についての書き込みは見られなくなる。

小括

1750年代後半から1760年代前半に、旧暦3月に稲作・産種・木綿播種など複数の仕込み播作業を立て続けに、または同日に集中的に行っている。これが業務集中の試行であったのか。1764年に宝暦14年5月28日餅田を植えた（「廿八日餅田植申春」）。とくに過去、天候不良や洪

水・氾濫による影響で偶然に得られた経験をいわば「モデル」または先例として市場経済化の過程での必要性からあらためて採用する、という仕方をしていった。例えば、1737年、蚕出（掃き立て）を6月下旬にしたときには結果は良好であったが、この年は天候などもごく平常であった。だが冷害がひどかったと思われる翌年、1738年に早めの6月中旬にしたところ、結果は悪かった。そのようにして、ごく平常の気候であったと思われる1771年でも6月下旬の時期が採用されている。経験則、ということになるが、文字通りの試行錯誤の繰り返し、とも言える。しかもその試行は、稲作にも連動させており、19世紀の段階では定着しているとみなしうる7月上旬の稲の田植えも、先の1737年および38年で試行した7月中旬からは少し早め、刈り取り・収穫のぎりぎりの線を模索しているのである。そして、後世から見ると、転機となっているのが、明和3（1766年）年5月に田植えが始まり（「田植初申候」）、水明け口が悪い（「水あけ口悪候」）状況から6月1日に植えた（「六月朔日植申候」）、5日までに植えたという経緯であったと思われる。この年には宗門改帳の残存もあり、人口は増加傾向を示した。さらにこの1767年の「6月4日より田植え始まる」と1774年の段階でも、その後の7月中となる田植えの記載がある（「6月23日より田植え始め、27日、30日までに終了」）。1780年以降、田植えの時期がさらに後になっていくが、その間、天明の飢饉（1783年～1787年）があるため、どのような経緯をたどったのか、今後さらなる史料の発掘が求められる。

5 対比

【共通点】

農業暦が中心となり、どちらにも四季があるため、冬季は活動が乏しい。共同作業が必要な点で、共同用益は必須であった。実のところ、共同性が端的に表れるのは非日常の場面であ

り、洪水・凶作等自然災害時における村落内諸組織の積極的対応を、単独の村を超え地域規模に発揮される共同性として確認した。

とくに今回の伊勢暦の分析で明らかとなったように上塩尻農民は、自分たちの主食として麦作には力を入れており、冬播き小麦および春播き小麦、さらに大麦を栽培耕作していたことから通念以上に麦作は主要な食料として共通していた。

【相似点】

日英どちらも村役人を置き、農地および共同用益地ないし入り会い地の運用の管理をした。他の村との争論（村論）の際にも交渉にあたっている。その裁定の場も、領主（藩主）の裁判所である。織物業に携わるものも見られ、それらは現金収入につながっている。親族関係の働きは双方の史料で読み取ることができる。

ウィリングラム教区の場合、市場経済化とともに牧畜・酪農への農業生産上のシフトが見られた一方で、耕地拡大のための干拓事業も進んだ。原因は完全には解明されていないが、17世紀、とくに後半以降、当教区では教区登録簿に見る限り、女子の出生率が顕著な減少を示すようになる。沼沢地の風土病として *ague* 瘡（おこり）という一種のマラリアが近代にいたるまで知られていた。ウィリングラム教区は沼沢地そのものではないが、縁辺地域ではある。そのため、一説には干拓事業を進めるオランダ人技師たちが東南アジア近辺のマラリアを運んできたのではないかと、いう状況と無縁ではなかった。したがって、因果関係は解明されたはいないが、市場経済化の進展が女子の出生率に影響を与えた、という現象を数字の上では出来させているのである。もっとも、全体の流れとしては、人口は増えているので、移入の度合いが出生率の減少をカバーすることになったものと推測される。

やはり新たに村の基幹産業として蚕種業が18世紀以降発展し市場経済化が進んだ上塩尻村では、同族および家の生成も進んだ。これに

合わせて人口増加も見られるが、顕著であったのは、18世紀中葉の時期であり、残存最古の宗門改帳における人口総数が宝暦7(1757)年に700名余であったものが、天明3(1783)年には794名と100名近く増えている。ただし、天明の飢饉を経て、その後長らく特定世代(コーホート)の女性人口が目立って少ないまま進む。天明3年以降翌19世紀後半、慶応4(1868)年まで人口総数は800名余として、天保年間の大凶作以前までの増加と大凶作中および以後のダメージの大きさを示す減少の時期を見ていく。

【相違点】

日本の場合、水田耕作がメインの耕作と成るため、景観からして異なる。また、より集約農業ということで、耕地の大きさも異なる。また、家畜の利用について、役畜はともかく、酪農となると日本では乳製品を常食にする習慣がなかったこともあり江戸期には見られない。その点も景観の差異に影響する。

着目されるべきは、性差で言えば、常に男性が女性を上回る数値で進んでいたものが、この天保期のときにのみ逆転し、女性の方が上回るのである。これは、この村における農事暦の進展とも関連する。蚕種業の発展は、農事暦においてとくに稲作と麦作との関係で生育期間を遅らせることになり、短い期間に労働集約を求めようになった。具体的には、激しい労働を女性にも課すようになった。それは出産や生育においても負荷をかけることになったという推察を自然に促すものである。この点については、労働のあり方がウィリಂಗムでより強度を増したというデータは得られないため、現段階では相違するとしていく。

結論

以上、対比分析の対象は、英国が16～18世紀前半期の英国ケンブリッジ州ウィリಂಗム教区周辺の沼沢地縁り農村地域であり、日本が

17～19世紀の千曲川流域にある上田小県郡の養蚕農村地域である。両地域ともに、それぞれの条件で農事暦に関する史料が発見され、今回の分析を可能にしている。それらの史料からの新データを既に得られた人口変動・市場経済化の構造・村落社会内諸組織等々、とくに社会経済史情報および耕地・共同地利用状況の再現により、市場経済形成期の村落社会における生産活動および新たな産業への重点移行の過程を明示した。共同性が端的に表れるのは非日常の場面であり、洪水・凶作等自然災害時における村落内諸組織の積極的対応を、単独の村を超え地域規模に発揮される共同性としてあらためて確認するとともに、常時の日英村落の状況を対比させた。

市場経済形成期の農村社会においては、農業共同利益については、慣習・慣行の条項としては固定して記録されるが、市場経済化の進展とともに、その運用は時間をかけて変化している。日英それぞれの村落コミュニティの置かれた社会的・経済的状況は史料そのもののあり方とそれぞれの歴史的な文脈と条件を独自のものとして示す。その対比の結果、共通するのは、農事暦であるために季節性および農業活動における共同性そのものであった。また、麦作を村民の主要穀物として栽培するという点でも共通することは米作中心主義にもとづく従来の認識を変えるものである。相似点としては双方の村役人が農地および共同利益地ないし入り会い地の運用の管理をした。他の村との争論(村論)の際にも交渉にあたっている。その裁定の場も、領主(藩主)の裁判所である。織物業に携わるものも見られ、それらは現金収入につながっている。親族関係の働きは双方の史料で読み取ることができる。

ウィリಂಗム教区の場合、市場経済化とともに牧畜・酪農への農業生産上のシフトが見られた一方で、耕地拡大のための干拓事業も進んだ17世紀に当教区では、女子の出生率が顕著に減少した。他方、やはり新たに村の基幹産業

として蚕種業が18世紀以降発展し市場経済化が進んだ上塩尻村では人口増加も見られるが、1783年以降の天明飢饉、その後長らく特定世代の女性人口が目立って少ないまま進み、天保年間の大凶作以前までの増加と大凶作中および以後減少の時期を見ていく。相違点としては、日本の場合は水田耕作、英国では牧畜・酪農を含む混合耕作であるため、景観および農事暦の内容も大きく異なるのは必然である。とくに労働の現場で、蚕種業の発展は、農業全体での時期集中的・集約化を促すものであり、女性への労働負荷が強化されたという状況が顕在している点で、史料としては見出し得ないウィリಂಗム教区の事例とは差異を示している。